

15005

明治廿七年二月十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. VII. JULY, 1904.

VOL. XVII.

每月一回二十日發行

明治廿七年五月刊

監獄協會雜誌

七月二十日發行

明治三十七年

第七拾卷

第七號

監獄協會發行

第十七卷第七號目次

○論 說

●川越幼年監獄を觀る……………家庭學校長 留岡幸助

●所感(五月茶話會)……………河野純孝

●再び有馬君の外役論を讀む……………野崎宏

○講 話……………(三五頁)

●小河委員長談話(前々號の續)……………(三八頁)

○雜 錄……………(三八頁)

●四人善導の要義……………岐阜 井上 薇州

●有馬典獄の外役論に對し野崎宏氏の反對論に續て 愚説を述べ……………小池 松 造

●典獄の警察留置場巡視に就て……………足立 浦 生

●死刑場裏の觀察……………東京 田 中 一 雄

●自明治三十二年十月死刑者統計表……………

●過去二十年間の在監人死亡者……………進藤 正 直

○統 計……………(五四頁)

●明治三十七年五月末日現在全國在監人員表……………

●明治三十七年五月末日現在全國在監人員監獄別表……………

●明治三十七年五月末日現在全國囚人刑名別表……………

●明治三十七年五月末日現在全國囚人罪名別表……………

○報……………(六〇頁)

●不其少年感化院の設備……………

●外數件……………

●廣告……………

第十七卷第六號目次

○論 說

●歐米監獄界の大勢(於本會茶話會)……………留岡幸助君演說

●外役論に付再び證據を明にす……………有馬四郎助

●日曜休役日の運用如何……………原 北 洋

○雜 錄……………(三七頁)

●親證餘影(三)……………秋風春雨樓主人

●一假出獄者の情況……………進藤 正 直

●別を告ぐるの辭……………別 天 生

○統 計……………(四七頁)

●明治廿七年四月末日現在全國在監人員表……………

●明治廿七年四月末日現在全國在監人員監獄別表……………

●明治廿七年四月末日現在全國囚人刑名別表……………

●明治廿七年四月末日現在全國囚人罪名別表……………

○報……………(五三頁)

●東京便……………香川又二郎

●外數件……………

監獄協會雜誌第拾七卷第七號

(明治三十七年七月二十日發行)

論 說

○川越幼年監獄を觀る

家庭學校長

留岡 幸助

監獄學及監獄事業に於て最も主要なる問題はどうか云ふ事であるかと云ふと、私の考へる所では習慣犯者であつて、彼等をどうするかと云ふ問題に歸着するのであらうと思ふ。何れの國に行きましても、例へば亞米利加、英吉利、獨逸、佛蘭西、伊太利の國々では犯罪者が増加することは事實である。其犯罪者の殖へると云ふことは取りも直さず習慣犯罪者の殖えると云ふことである。そこで英吉利及歐羅巴大陸に於て一國一國を擧げて云ふて見ると、習慣犯罪者と云ふ者は百分比の四十の所もあり、或は五十五の所もあり、又甚だしきに至つては七十五の所もあるが、平均すると歐米各國に於ける習慣犯罪者は五十乃至六十五の間である、そこで刑法學者、監獄實務家がどう云ふ風にしたら此習慣犯罪者を減少することが出来るかと云ふことを考究して居るのであるが、是が非常な大問題である。併し確

かに斯う云ふことは謂ひ得らるゝであらうと思ふ。今日文明各國の刑法と云ふものが犯罪を防遏する點に於て、慥かに力がない、効力が薄弱であると云ふことは謂ひ得らるゝであらうと思ふ。又刑法がさう云ふ者であるから、今日文明各國に於ける監獄制度と云ふものも、亦此犯罪と云ふ大軍に向て戰鬪するには足らぬものであると云ふことも憚らず言ひ得るのである。そこで習慣犯罪者と云ふ者が各種の原因もあらうが年々殖えて来る。で習慣犯罪者が殖えると云ふことを能く研究して見ると、詰り廿五歳以下若くは廿一歳以下の未丁年犯罪者の處遇が適當の方法を以て取扱はれて居ないと云ふことに歸着する。

そこで、文明各國の最も進歩した人の思想の傾向は、此習慣犯罪者と云ふ者を減少しやうと思ふには、習慣犯罪者とならない前、即ち廿五歳以下若くは廿一歳未満の未丁年犯罪者の處遇を如何にしたらよからうと云ふことが問題である。惟ふに、此廿一歳以下廿五歳未満の犯罪者と云ふ者は、我邦でも百分比の四十若くは五十位あるであらうと思ふ。是は各國皆さう云ふ風になつて居るのである。そこで廿五歳以下の犯罪者なる者を能く取扱ふたならば殆ど監獄問題の大部分を解決し得たるものと見て差問題はない。さう云ふ風であるから、唯未丁年犯罪者青年犯罪者をどうするかと云ふ問題はかりでなく、實際未丁年犯罪者を取扱ふ所の、亞米利加で云ふと「リフ・ブローメトリ・システム」即ち感化監獄制度、又英吉利で云ふと

此頃出來て居る所の少年感化監獄、例へばホルスタルの少年感化監獄、若くはダートモアリーの少年感化監獄と云ふやうな者が出來て居る。それから大陸の方ではどうかと云ふと、まだ議論は色々あるけれども、實際に各國に於て未丁年犯罪者の特別監獄と云ふものを造て、又新しい制度を以て、處遇すると云ふやうなことは出來て居ない。けれども私が今度廻て見て、和蘭に行つても、瑞西に行つても、獨逸に行つても、佛蘭西に行つても、皆監獄當局者及刑法學者が、未丁年犯罪者の處遇には實に困る、是が大問題である、と云ふて居る所を以て見るも、是等の國々も亦早晚現今亞米利加や英吉利に行はれつゝある未丁年感化監獄なるものが出來るであらうと思ふ。

如斯は即ち世界の大勢である。所へ今度私が歸て見ると、川越幼年監獄と云ふものが出來て居るので、大分都合が好いと云ふ話であるから、去る三月十五日に東北地方を公用で巡回する序でに廻て見た所が、川越幼年感化監獄なるものは非常に新しい思想に依て組織され、又實行されつゝあることは實に喜ばしき現象であります。勿論私が此幼年感化監獄の如きものに付て深き同情を持って居ると云ふことは、今日始たことでなくして、既に十年前亞米利加に居た時に特にエルマイラの感化監獄を専門に研究したと云ふことを見ても、私が此幼年監獄の設置にどれ程利害を感じて居るかと云ふことがお分りになりませう。

今度も世界を廻て見て、英吉利と亞米利加を除くの外は、實に此監獄社會又法律社會が、幼年者の處遇と云ふことに冷淡であると云ふことに驚き、又殊に和蘭獨逸に行て見て、感化制度が舊式であつて、社會の進歩に後れてゐると云ふことは實に一驚を喫したる次第でありませす。斯る感情の失せざる矢先に、日本へ歸て見ると、川越の幼年監獄の如き非常に新しき思想と、進歩した制度で出來て居ると云ふことは、實に喜びに堪へない所である。其喜に堪へないと申す理由は、中々一言や二言にては謂ひ盡せぬのである。それはどう云ふことかと云ふと、十八世紀の末から、十九世紀にかけて、拘禁制度ペンテンシヤリシステムと云ふものが新しい監獄制度となつて行刑界に這入て來た。是は犯罪人を取扱ふに付ての古今未曾有の發明として這入て來た。所が、拘禁制度と云ふものは讀で字の如く、苟も犯罪人たる者を處遇するには、悉く彼等を監獄の内内で處遇すると云ふのであつて、此點が即ち拘禁制度の主眼である。犯罪者なるものは、社會と個人とに對して惡るい事をしたものであるから、どこまでも監獄の内内で自由刑を執行する。斯う云ふのである。そこで重罪と輕罪とを問はず、悉く監獄に入れたるものである。所が或種類の犯罪者と云ふ者は、勿論監獄に入れて大に刑罰を加へねばならぬと云ふことは明かであるが、犯罪者を區別もせずして、悉く監獄に入れると云ふことが大變な間違である。そこで拘禁制度なるものは、今日から考へて見ると實にさう云ふもの

が、行刑界に出來たのは、監獄進歩の道行として目出度ことであるには相違ないけれども、又一方から考へて見ると誠に困まつた事が出來たのである。で私は多年監獄に這入て教誨師と云ふ側で、監獄事業を経験したのであるから、看守長とか、典獄とか云ふやうな經驗はないが、併し餘り違ふまいと思ふ。

抑も犯罪者の増加する原因は幾つもあらうが、最も大なる原因は、今日の如き不完全なる監獄制度の内に、悉く犯罪者を收容して仕舞ふ、と云ふ拘禁制度の罪に歸せざるを得ないのである。そこで今日の行刑問題の重要な一ツは、犯罪者を監獄に容れては習慣犯者になつて來る、より惡しくなるから、犯罪者を監獄の外で取扱ふ所の道はあるまいかと云ふことは學者が考へ出したのである。故に、或は其の制度としては、罰金を科したらよいではないかと云ふ考もあり、或は又感化院のやうなものを立て、未丁年犯罪を監獄から取て仕舞て、刑罰機關でなしに教育機關の下で之を處遇したいと云ふやうな考も出て來た。それから感化院でもなく、又從來の監獄でもない、即ち間の子のやうな、幼年感化監獄少年感化監獄と云ふやうなものも出來て來た。川越幼年監獄は此間の子の内に這入て居るのであらうと思ふ。所が此川越幼年監獄の内容を見ると、幼年監獄と云ふと、監獄に近いやうに思はれるが、頗る進歩した制度であつて、殆ど教育的の取扱をして居る。今日の古い所の日本の刑法、古い所の監獄制度から云ふと、古い頭の先生は此監獄制度

を非難するかも知れぬが、新しい頭を以て考へて見ると、マア日本開闢以來と云ふと少しく大袈裟のやうだが、私はさう云ふて差支はないと思ふ。未曾有の新思想に基いて組織せられ經營せられて居るのである。若し數百年後の歴史家が、日本監獄制度を論ずる時に當ては、此川越幼年感化監獄の如き制度は、特筆大書すべきものであると思ふ。で其新思想であると云ふばかりでなく、行て見ると在監者の分類は、雜居制と家族制との二ツに分れて居る。雜居制とは如何なることかと云ふと、經費の都合で止むを得ぬでもあらうが、舊監房を用ゐて在監者の數人を其の内に容れて居る。家族制と云ふのは婦人の取締があつて、恰も我家庭學校でやつて居るやうにして、其所で飯を食ひ、一所に寝るので、婦人がお母さんの代りになつて居る。斯う云ふ新しい思想に依てやつて居る所は、恐くは監獄としては世界になかるまい乎と思ふ。それで、川越幼年監獄は前途を考へて見ると、なか／＼望が多いと思つてゐる。聞く所に依れば、小田原にも幼年感化監獄が出来ると云ふことであるが、吾輩の希望を以て云へば、今日一ツの監獄に三十萬圓乃至四十萬圓と云ふ一方から云ふと馬鹿々々しい金を使はずして、少しは日本の監獄建築は不完全であつても、重罪監獄のみを堅牢に造て、輕罪監獄に澤山の金を入れる費用を此幼年監獄、若くは感化院の設立と云ふ方に使たならば、其効力は實に人間の豫想外に出づるであらうと思ふ。所が勿論幼年囚を取扱て改良させる

と言ふことは、形の上から云ふと、制度、方法に依る所があると云ふことは無論のことであるが、此幼年者の處遇は、殊に典獄とか、或は是に關係する所の監獄官吏とか云ふ者の頭が家族制度のやうな新しい考であつて、又温情拘すべしと云ふやうな美しき情愛を持って居ないと、是は形式に終らうと思ふ。所が此川越の幼年監獄を見ると、我監獄界に多年の經驗を有せられ、殊に未丁年犯罪者の處遇と云ふとに付て非常に熱心なる考を持って居らるゝ、我畏友早崎典獄の如き方があり、又其意思を承けて、未丁年者に對しては大に同感同情を有せらるゝ所の吏員があるのであるから、是が若しも十年も経たならば、餘程見るべき報告を社會に出すことが出来るであらうと想像するのである。所で吾輩が茲に幼年監獄に就て感ずる所は何んであるかと云ふと、勿論教育の方も段々都合好くなり又、作業の如きも比較的よい。泥んや戸外勞役としては農園の如きものがあつて、農業教師を備て、盛に農業をさせて御座るやうなことは實によいことである。で吾輩は非難すべき點はない。非常に歓迎してよいと悉く感じた次第である。所が一ツ茲にどうであらうかと思ふことは、是は御參考迄に申して置くのであるが、在監者の衣服である。在監者の衣服が私は餘り立派過ぎると思ふ。或は古い衣服を綴り合せて着せてもよいと思ふ。運動などして居る模様を見ると、一言で云ふとその着て居る着物が勿体ないと思ふ。と云ふのは彼少年等はどう云ふ者かと云ふと、泥棒

の子も居らうし、掏摸の子も居やう、又乞食のやうな者の小供も在らう。さう云ふ父兄から幼年監獄にひよつくり來て、あゝ云ふ飛白の着物を着て袴を着けて居ると云ふのは、少しく勿体なさ過ぎると思ふ。勿論清潔な着物を着せることに賛成すると云ふのではない、世の中が進歩すればもつとよい着物を着せることに賛成するかも知れぬ。が今日の程度に於て、又彼等が監獄以外で經來た境遇から考へると、どうもあの着物では立派過ぎると思ふ。或は監獄を出る前に。品行の良い者で、改悛の實を挙げたと云ふ場合に、あゝ云ふ着物を着せるのはよいが、這入た直ぐに、あゝ云ふのを着せると云ふのは、チト考へものであると思ふ。進歩はよいが、餘り急劇の進歩と云ふことはいけないから、順序を追つて進行することにしなればなるまい。併し是は決して吾輩が非難しやうとて云ふのではない。幼年監獄の前途を慶賀するの餘り、憚りなく云つて見ると、どうであらうかと云ふことにならぬので、非難と見られては困るのである。それで幾ら良い事でも餘り急劇の進歩は悪いことになつて來るから、今云ふ通り出獄前に信任するに足る者にはさう云ふ着物を着せて、平常は無論清潔な物でなければならぬが、古い物を綴くつて着せてもよからうと思ふのである。

それからもう一ツは監獄官吏が未丁年者に對する様子を見ると、何々さんと云て「さん」付けにして居る。是は實際にさうであるかどうか知らぬが吾輩が訪れた時にはさうであつた。所が一寸吾輩が感じたのは、是は木に竹を接いだのではあるまいか。家族制と云ふ主義もあるから名は呼捨てにした方がよくはあるまいか。呼捨てにしたからとて必ずしも其者を侮辱したのではなく、寧ろ親が子を親愛の餘りに呼捨てにすると同じであるから、幼年囚とは云へ犯罪者に向て「さん」付けにするのは、餘り進歩と云ふ點を誤て居るのではないかと云ふ感じを持つたのである。我家庭學校の如きは、随分良家の、位地ある人の息子も居りますが、吾輩は隔意なく、云はゞ時として、姓名を呼捨てにして決して自分は失禮とも何とも感ぜぬ。寧ろ親しみの情が起て來るのである。「さん」附はどうであらうか、是から幼年監も段々出來て來るし、又その處遇法も發達して來るから、吾輩の説がよいとも向ふのやり方が悪いとも云へぬが、チヨット感じた事だから参考までに述べるのである。此點は充分研究して貰いたいと思ふのである。

それから當日の在監者はどの位居たかど云ふと九十六名居た、で其成績如何と問ふて見た所が、典獄の話に、創立以降、昨年未迄に、廿七名出獄したと云ふことである。其廿七名を刑期別にして見ると、斯う云ふことになる。

二年の者

五名

一年六ヶ月の者

一名

一年の者

十四名

六ヶ月未満の者 七名

此内成績の良かつた者が十六名と云ふことである。又典獄の話に、此監獄の経験に依れば、一年以下の刑期の者はどうも成績が甚だ面白くないと云ふことである。是は尤なことで、改良感化と云ふことは一時に出来るものでない。感化と云ふことは時を要すると云ふことを考へなければならぬ。所が未丁年者と雖數年若しくは十數年の間、惡境遇に居て惡感化を受けた者を、幾ら新しい思想を以て立てられた監獄と云つても、如何程完全無缺の處遇であつても、一年や、六ヶ月の内に、改良されて立派な者になると云ふことは云へぬのである。この點につきては、教育的の考を以て、良くなる迄には時日を要すると云ふことを考へねばならぬ。所が刑法などは盲目滅法であつて、刑法は人を罰する、其罰すると共に改良すると云ふが、所謂「勘定合て金足らず」と云ふ始末で、刑法が既に社會的の知識なくして作られたものであるから、犯罪を減少する上に於ては役に立たぬと云はなければならぬ。で此典獄の話は吾輩も尤なことと思ふから、どうか斯う云ふ新しい主義に依て立てられた幼年監は、不定刑期にして貰いたいと思ふ。若し不定刑期と云ふことが悪ければ、最短期を三年にして貰いたいと思ふ。吾輩の経験に依れば、我家庭學校でも、マア此小供に多少教育を興へ、仕事も教へて良くして歸すには、どうしても三年を要するのである。三年以下で出たのでは、習慣も付かなければ、

良い効果を收むることも出来ない。であるから刑期一年以下の小供を爰へ容れるのは何の役にも立たぬのである。國家にも益なく、常人にも益がないから、どうか幼年監には少なくとも最短期を三年にして置いて、良くなつたら其以内でも出せるが、先づ不定刑期のやうな形を採らぬとゆくまいと思ふのである。

それから、川越の幼年監にはどう云ふ所から幼年囚が多く来て居るか云ふと、東京、横濱、千葉、埼玉、群馬と云ふやうな方面から来て居て、一番少ないのが埼玉で、一番多いのが横濱である。百三十五名の内六十九名は横濱から来て居るのである。數が多いから、横濱に幼年囚が多いと云ふことは断定が出来ぬけれども、吾輩の考に依ると、日本全國で東京と大坂とを除いたら、監獄へ行って見て懲治人の多いこと、又幼年囚の多いことは、神戸と横濱とであると思ふ。なせ神戸と横濱とが多いかと云ふと、そこには源泉がある。源泉のない所に水流があると云ふことは物理の原則に反すること、畢竟横濱や神戸に未丁年犯罪者若しくは懲治人の如き者が多いと云ふ理由は、神戸は大坂と云ふ犯罪の巢窟を構へて居り、横濱は東京と云ふ犯罪の巢窟を控へて居るから、幼年囚の如き者が多く出るのは尤ものどである。だから幼年感化監獄、若しくは感化院の如きものは、東京或は大坂のやうな犯罪巢窟地、若しくは其近傍に設立するの必要があると云ふことは勿論のことである。

それから其罪實はどうかと問ふて見たら、百分比例の七三九までは竊盜犯である。それから放火が一八〇強ある。それに次で強盜、賭博、官文書偽造と云ふやうなものがある。どうも放火が非常に多い。此放火の非常に多いと云ふのは是も道理の意志ではないので、小供を使喚して放火させる奴がある。小供と云ふ者は経験がないから、無鐵砲で前後の考へはない。放火とか、殺人とか云ふことは、先天的にさう云ふ頭を持たぬ奴は勿論のことであるが、普通の人では容易に出来ないことである。それが容易に出来るのは、無鐵砲の小供のやうな者を使喚してやらせなくては出来ないものである。そこで其小供等は泥棒の犠牲になつて居るのである。だから小供の責任は非常に少ない。若し是が旅順港の閉塞にでも使はれたと云ふのなれば、金鶏勳章のものである。所がさう云ふ國家の爲でなく、同じ犠牲になつても泥棒の犠牲となるのであるから、實に監獄に入らねばならぬと云ふ報を受けるのであつて、誠に幼年囚と云ふ者は可憐な者である。其點から考へると、社會學や、教育學の考なくして拵らへた現今の刑法と云ふものは、實に犯罪を防止する點につきては、効力の甚だ渺ないものであると云ふことを斷言するに憚らぬのである。だから今日の古い刑法の如き者は、どうか速に改正して貰て刑法の改正と共に監獄則の改正をやつて貰はぬと、犯罪の防制上甚だ困る次第であると思ふ。

又此放火犯が百分比例の十八の多きを占めて居ることを見ても、幼年感化監獄なり、感化院の如きものが如何に社會に必要であるかと云ふことが分るであらう。それはどう云ふことかと云ふと、數年前に本郷の春木座に火事があつて本郷區が大分焼けたことがある。其火事の損害は凡そ十九万圓以上であらうと云ふ評價であつた。其火事の起りは、花村信六と云ふ白痴の小供が放火したのであつた。であるから斯う云ふ者の取締をしないと、放火が非常に多くなつて來るので、此頃東京にも横濱にも放火が流行するが、多くはさう云ふ小供がやるのであるから、如斯社會に有害の者があるにも拘らず、社會と云ふものは一向目先算用ばかり考へて、感化院又は少年監獄を立て如斯惡少年を改良感化することに金を吝むのは社會の爲に甚だ歎はしき次第である。吾輩も長く監獄教誨師として囚人を改良感化することには大分骨を折つた積りであるが、どうも監獄に來て、數犯を繰返した犯罪者は、宗教の力を疑ふでもなく、神佛の力を疑ふでもないが、ナカ／＼改良感化は六ヶ敷い。だから吾輩は習慣犯者に向ては成るべく監獄を出さぬと云ふ方針を以て、不定刑期を用ゐたいと思ふ。それと同時に、未丁年犯罪者の改良感化と云ふことには頗る望を持て居るのであつて、是はやり方があると思ふ。曾て英國の少年犯罪者の事に付て有名なる未丁年犯罪者論と云ふ書物を書いたモリソンの如きは、其書物の中にどう云ふて居るかど云ふと未丁年者をして犯罪を爲さ

しめたのは決して未丁年者の罪ではない、否寧ろ家庭若くは社會廣く言へば境遇の結果として、彼等が犯罪者になつて居るのであるから、斯う云ふ者は改良感化の手段方法さへ出来れば、立派なる人間になると云ふことを統計を以て、若くは社會學上から又は教育學上から、殆ど餘蘊ない程論じて居るがモリソンの論を以ても證明するに足るので、今日日本監獄改良に於て必要なることは幼年囚の取扱をどうするか、廿五歳以下の犯罪者をどうすると云ふ問題は是は大に考ふべきことである。當局者も茲に見る所あつてか、近來頻りに幼年囚の改良感化に盡力されると云ふことは國家百年の爲に實に祝すべきことであると思ふ。

次に教育の事を問ふて見た。幼年者はどう云ふ教育を受けて居るか云ふと、無教育の者が百分比例の三二六ある。それから尋常小學一學年若くはそれ以上の教育を受けて居る者及中學二學年を卒業した者が六七四ある。尤も此中學一年の者は唯一人しか居なかつた。是に由て之を觀ると、今日の幼年囚は多少教育はある方である。教育はあつても貧兒とか、或は魯鈍兒とかには、教育の効果は薄弱であると思ふ。教育はあつても貧兒とか、或は魯鈍兒とかには、教育の効果があらうと思ふが、貧民又は之に類似せる者に向ては、今日文部省の教育と云ふものは吾輩甚だ不適當であらうと思ふ。勿論教育ばかりでは幼年者を感化することは出来ない。そこでだから文

部省も近頃大に實業教育とか徒弟教育を奨勵して居るが、是は實によいと思ふ。文字の教育に加へて、職業を授けると云ふ方の教育が盛に行はれぬと犯罪者は段々殖えて来る而已である。唯讀書、算術、習字と云ふやうな教育が如何に犯罪を防止するに於て力が薄いかと云ふことは、實際監獄に従事する者の異口同音に立證する所であつて、其立證は空論でないから教育當局者は大に反省して行かなければならないと思ふ。

一体斯う云ふ「アブノルマル」常規にて律することを得ざる者の人間を收容する監獄なり、感化院なりになると、人間に職業を授けると云ふことは如何に、人間をして社會に立たしむる上に於て、力あるものであるかと云ふことが愈々明かに分て来る。監獄改良の「新光明」とも云ふべきものは何であるかと云ふと、ジョン・ハワードが和蘭の「セントの監獄」に行て見たら其工場に額が掛けてあつた。其額に斯う云ふ句が書いてあつた。

“Make men diligent, they will be honest.”

即ち

「人をして勤勉ならしむれば、彼等自ら善人たらん」

此額を見て非常に感奮し、監獄改良は教育や處置法のみをよくした許りではゆかぬ、囚人に作業と云ふものを授けなければならぬ、と云ふことに心付いたのであ

る。其事はハワードの著書なる監獄の状態と云ふ書物に書いてある。それで昔の監獄と、文明社會の監獄との違ふ所は、監獄に作業を輸入したと云ふ點であつて、是は實に非常なる違ひである。であるから人間の良くなること云ふことは、廣き意味に於ける仕事がなくてはとても成立たぬ。だから瘋癲院であらうが、感化院であらうが、何處であらうが、人を良くするに於て必要なるものは仕事である。故に私の思ふのに日本の監獄作業と云ふことは随分よいのである。併し經濟上已を得ぬことではあるが、形式的な所もある。勿論形式的では無効であるからもつとどうか作業の方に力を入れて設備して貰ひたい。監獄の建築と云ふことに重きを置くのもよいが、此作業と云ふものに重きを置いて、少々損をしても、監獄から出た後、社會に立て、生活し得る丈の有益なる仕事を、教育的に監獄の内へ教へて貰ひたい。左すれば、日本の監獄改良はもつと進歩するであらうと思ふ。一体監獄ばかりではない、「小人閑居して不善をなす至らざる所なし」と云ふ經書の本文にもある通り、善い人間はどこにあるかと云ふと、好い仕事を持って居る者の中にあると謂ふことが云へる。比較的悪い人を良くするには好い仕事がないければならぬ。人間の善良なるものになるには良い説教を聴くよりは、寧ろ好い仕事をやる方がよい。「牛に引かれて善光寺参り」と云ふことがあるが好い、仕事に引かれて人間は善良となり、遂には極樂淨土に往生することが出来ると思ふ。我輩は

宗教家であるから宗教は必要であると信する。又多少教育も受けて居るから教育の必要も信する。乍併人間の社會に立て、良市民の位置を保て行くには善き職業がなくしてはならぬ。又善き職業は人を善くなす上に於て、普通人の思惟するよりも更に大なる力を持って居るのである。だから感化院なり、幼年監獄なりは教誨も重しなければならぬ。併し又之と同時に良い仕事を教へると云ふことには今一層盡力しなければならぬと思ふ。即ち百分比の三二六は無教育者であつて六七四と云ふ者が多少教育ある者である彼等が過去に於て犯罪に陥り、又將來も陥らんとするのは、此等の事實より推察しても明かなことであると思ふ。

それから父母の有無と云ふことは殊に未丁年者の善くなり、又悪くなることに付いて、非常の關係を有する。余は典獄に其父母の有無を聞いて見た所が、典獄の話では、下の如き状態であつた。

實父母現存する者

二八・二%

實父のみ現存する者

一七七%

實母のみ現存せる者

一五六%

両親共に失へる者

一〇・四%

繼父にて實母ある者

一〇・四%

實父にて繼母ある者

八一%

養父母なる者

三七〇

兩親共所在不明なる者

八九〇

此事實よりしても、扶養義務者、殊に兩親を失ふと云ふことは、如何に人の子たるもの不幸であるかと云ふことを證明することが出来る。そこで次に斯う問題が起つて來ると思ふ即ち各種の原因からして人の子たる者が其柱石と頼む親を失ひ、而して彼等が犯罪者となると云ふことに就いては、兩親のないと云ふことが非常なる關係を持つて居るのだから、不幸にして兩親を失た者が犯罪したのを、國家が泥棒を罰すると同じ刑罰主義で、彼等を監獄に容れて罰すると云ふことは國家が無理なのである。斯う云ふ考から立てられた刑法は確に無理な刑法であると云ふことが出来る。で幼年者に向て無理を云ふことは親でも出来ぬ。又學校の先生でも誰でも出来ない。況んや、國家の至正至公と云ふことを標榜して立てらるべき筈の刑法が、唯歐米各國の刑法を翻譯して、夫れを斟酌して造られた我國の現刑法の如きは、慥に幼年者を處遇する上に於て不適當である。だから我現刑法から割り出されたる幼年者に對する刑罰法は國家が小供に無理を云ふて居るのである。其故に速に教育的機關を造て、上の如き原因よりして犯罪したる幼年者には、兩親に代て彼等を教育する扶養義務者の地位を國家は取らねばならぬと云ふことは、論理明白なることであると思ふ。

抑も少年と云ふ者は保護を要する丁度豌豆が手を要するが如く朝顔が垣に依るが如く幼年者は保護を要するのである。其保護と云ふことに付ては兩親と云ふものもあり又親族と云ふものもあるが此等は廣き意味の保護者である其保護者の手に在て、罪を犯した者が幾人あるかと聞いた所が、百分比の三三三で保護者の手を離れて後罪を犯した者が六六七あると云ふことである。是れ明かに幼年者と云ふ者は廣き意味者に於ける保護を受けねばならぬことを示したものであるまいか。然らば即ち幼年者を取扱ふ所の刑法の主義と云ふものは刑罰主義では往かない、必ず保護主義でなくてはならぬ。所が今日の刑法と云ふものは幼年者に對しての保護ではなくして、矢張り刑罰主義である。故に今日の刑法と云ふものは、尠くとも幼年犯罪者の處遇に於ては根本から間違て居ると云ふべきである。だから未成年犯罪者に向ての刑法の主義は刑罰主義でなくして保護主義に變更しなければならぬと思ふ。

詳しいことをお話しするとあまり長くなるから、此位に止めて置いて、今一ツ吾輩の大に感じたことは勿論川越の幼年監獄は近頃出来たばかりであるから不完全なものには相違ないが、主義が健全で、思想が新しいのであるから、吾輩は頗る稱讚するのである。

で敷地はどの位あるかと云ふと、二千〇六十五坪あつて、其設備が如何にも人の

子を教育し得るやうに出来て居る。例へば、這入て一番眼に着くのは、中央に花壇があつて、其所には籠の内に金絲雀が囀て居ると云やうに人の目を喜ばせ、其心を樂しましむる物が、其所所に設備してある。それから、不完全ではあるが博物館の様な所がある。色々鳥の剝製だの、圖書だのあつて、世間で云ふ博物館のやうな形が出来て居る。それから實業を教へる工作場、体育を奨励する運動場及び浴室等もある。其運動場では機械体操もやれば、又唱歌に合奏して「オルガン」も弾く。其模様が如何にも愉快そうである、又實業はどう云ふものを教へて居るか云ふと、農業、桶工、指物工、西洋洗濯などで、農業の副業としては、藁細工も教へ、又經木も編まして居る。それから工作品の陳列場もあつて、其所には不完全ながら草鞋、箱、手桶、塵取と云ふやうな小供の拵らへた物が列んで居るそれから十五歳以上の者の食堂へ行て見ると額が掛けてある。而して他の食堂より比較的奇麗である。それから農場から收穫した産物を入れる納屋もあり、米搗臼もある。又書籍館のやうな處もあつて、其處には生徒の書いた書畫などが掛けてあり、新聞雜誌なども備へてある。さう云ふ所から考へると即ち場所其の物が既に人の子を教育し得るに足る設備になつて居て、兎に角餘程よく出来て居るのである。が吾輩の希望する所は、どうか當局者が愈々盡力せられて之を完備し、歐羅巴人に日本の幼年監の模範を示して貰いたいと思ふ。なせならば我輩の漫遊

中、亞米利加と英吉利とで見れば、斯の如き幼年監は一ツも見なかつた。大陸には斯の如き新思想に基いたる幼年監はない。だから歐羅巴大陸の模範にすると云ふ意氣込で、大にやつて貰いたいと思ふのである。最後に今一ツ云ふて置きたいことは經費の點である。經費はどの位かと云ふと、

一ヶ年の總經費俸給諸費を除く、壹萬壹千二百五十六圓六十九錢五厘で、其内譯は廳費四百拾九圓九十五錢六厘、修繕費三百九十九圓三十錢、旅費參百四拾圓、雜給雜費五千五百拾七圓參拾九錢四厘、在監人費四千五百八拾圓四錢五厘で、是を百分比例にすると、幼年囚定員百人として、一人に付き百拾二圓五拾六錢餘に當るのである。是で幼年囚の百分の八拾、若くは八十五までは改善したる事實を、此監獄が社會に示すことになれば、監獄に犯罪者を容れて、百分比例の五十人、若くは六十人を習慣犯者にして出すと云ふ結果と比較すれば、如何に幼年囚の改良感化と云ふことが、社會に經濟的であつて又道理に協ひ而かも亦有益であるかと云ふと何が分る。さう云ふ所から考へると、刑罰的にやりさへすれば犯罪人の處遇が出来ると云ふ議論よりは、犯罪者を改良するには經濟的教育的に取扱た方が効果を收め得るものであると云ふ論は明白にして正確であると思ふ。以上お話ししたことは東北を巡回する序に廻て僅々二三時間の間に視たのであるから、或は間違た點もあらうし、又話も大變錯雜して分り悪くいとは思ひますけれ

ども、兎に角近來珍しい處遇法が實行されてゐるのであるから、吾輩は此新處遇法に就て滿腔の同情を表して祝するのである。で若し間違たことがあれば何しろ少時間の内に見たことであるから當局者にも之を恕して貰ひたし又吾輩の論が當を失して居たらば、監獄改良進歩の一端として述べたのであるから、讀者諸君よりも教へて貰ふ度。

○所 感 (五月茶話會)

河野純孝君

六十歳以上になる在監人を随分各地の監獄に見受けることでございます、併し此六十歳以上の犯罪人と云ふ者は、私共の知り得て居る範圍に於きましては多くは初犯でございます、六十歳にまで達しなくとも五十五六歳以上の犯罪人と云ふ者は多くは初犯である、で此五十五六歳以上の者に習慣犯者と認むべき者が入監して居ないと云ふことは、是は一種の疑問に屬することでありまして、種々研究をする價があらうかと思ひます、で深く私共大家の説も聞いても見ませず、又自分にも細かに調べはして見ませぬが、一應の考を以て見ますると、一つには此新刑

法實施以來廿年位の間にございますから、其以前の犯罪人と云ふものは、刑法の違ふ所からして或はどう云ふ事情であつたかと思ふことも今日の習慣犯者を見るが如き見やうで見ることが出来まいと思ひます、それで先づ新刑法實施後初めて犯罪を爲した習慣犯者と云ふ者が五十五六歳になりまするには、三十歳以上になつて初めて犯罪を始めたものでなければ入監もしない譯でございますから、其關係よりして此五十五六歳以上の者に習慣犯者を見ないのであらうと思ひます、又二つにはモ一五十歳以上になりますると、人間の自然的慾望と云ふものが餘程減じて参りまして、情慾等の慾望と云ふものが無くなりまするからして、自然と犯罪を爲すと云ふやうな必要も感じないやうになつて来るものであらうかと思ひます、又習慣犯罪者の如きは常に不規則の生活をして居りますからして、自然と自身の健康を損して、五十歳以上まで長命の出来ないと云ふやうな者も多くあらうかと思ひます、是も老年に及んで習慣犯者として入監をしない所の一つの關係であらうと思ひます、又人間は五十に達すれば所謂分別盛りとか申しますからして如何に無鐵砲な人物であつても、五十の聲を聞いた後は餘り馬鹿な事をしないやうになつて来る結果、老年の者の習慣犯者として入監する者を見ることがないであらうかと思ひます、兎に角如何なる習慣犯者であつても五十五六歳まで漕付けたならば、遂に犯罪を思止まると云ふことになると云ふことは十分期し得られる

ことであらうかと思ひます、夫故に今日此習慣犯者を感化し得るや否と云ふことに付きましては随分學者の議論も聴きもしまするし、又實務家の實驗談をも聴いたこともありますが、理屈の上から申して見れば如何なる難物でも感化の出来ないことと云ふことは云へない譯であります、是は能く人が申します、併し實際に付て果して其者を感化し遂げると云ふ斷言が出来ると否やと云ふことに至つては甚覺束なく感ずる、又愈々十人が十人悉く感化し遂げたと云ふ實驗上の御話は私共會て聞かない、之に由て考へて見ますると、理屈の上からは感化し得らるゝと云ふ見込が付きまして、さて實際に至つてはどうも感化をし遂げると云ふことは困難であると思ふことが、是が極く公平な見方であらう即ちそれが事實であらうかと思ふ、さう云ふ感化の見込のない者であるからして、是は此感化と云ふ方面より除外して仕舞ふと云ふやうな傾を生ずるやうになつて來まして、是は習慣犯者であるからして世話しても駄目だと云ふやうに傾くのが今日の有様であります、是も實は餘義なき次第でございますが、深く考へて見ると云ふと、甚だ輕卒の考であると思はなければなるまいと思ひます、で感化の出来る出来ないと思ふことは格別と致しまして、保護する必要があるや否やと云ふことは大に顧みなければなるまいと思ひます、感化をしようと云ふことゝ保護をしようと云ふことゝは無論事が違ひますからして、私共習慣犯者を十人なら十人丈悉く感化し得ると云ふ見込

は立ちませぬけれども保護すると云ふことは愈々必要であると考へて居る現に私共自身が出獄人を自宅に置きまして随分是まで世話をして見ました經驗に依りまして、幾ら世話をして悪意を去ることが出来ない、如何に云つて聴かせても改悛の實を擧るに至らない、現に世話をした者が再び入監して居る者が随分ございませぬ、で初めには非常に失望し落膽を致しまして、實に世話甲斐のない者である、あく云ふ者を世話すると云ふのは畢竟初めから眼が見へなかつたのである、こちらの不明の結果であると思つて非常に自分を咎めたこともございませぬ、併し段々考へて見ますると云ふと、兎に角不完全ながら世話をした爲めに其者が犯罪を屢々しなかつた、若し世話をしなかつたならば犯罪を屢々したに相違ない、そこで保護の利益と云ふものは、素より犯罪をせざるで防遏すると云ふまでは参りませぬけれども十犯に渡る者を五犯に止めると云ふ利益は確かにあると云ふことを認めました、そこで段々見込の無い者でも世話をして居ります中に一年に二回犯罪する者が一回に止まる或は十年に三度入監する者が二度に止まると云ふやうなことは保護の結果として必ず收め得られる利益であらうと思ふ、さう云ふやうにして参りますと、其内に年齢は段々積りましてモ一五十前後の年輩に達しますると、多少分別も起つて参りまして、モ一馬鹿な事はしないと云ふ所の考も起りまして、前に申上げました通り慾望が段々薄くなつて参りますからして

それが爲に犯罪をしないと云ふことにもなつて来る、又其内には甚だ氣の毒な次第でございますけれども、此不規律の生活をして居つた爲に死んで仕舞ふ、さう云ふやうにして是等の事情の爲に遂には此犯罪を思止まると云ふことが出来るやうになつて参りませうかと思ひます、それ故に感化は出来ないけれども保護をする必要があると云ふ點を考へて見ますと、我々此職務に従事する所の者は此の習慣犯者に對して決して見捨るべきものではない、是非共十分の力を添へて犯罪の度數を減じ遂に改良して犯罪なきの齡を保たせることに眼を着けることが必要かと思ひます、チヨット感じましたことを一言御話申上げました。(完)

○再び有馬君の外役論を讀む

野 崎 宏

余は余が最も親愛する處の有馬君の外役論に對して飽くまで反對せざるを得ざる境遇に遭逢したるは、余躬ら自身の不幸を悲まざるを得ず、有馬君は再度まで外役論を主張し且つ華々數千言を費して教を垂れらるゝも、余は有馬君の所論を讀むで益々反對の意を深からしむ、余は先づ有馬君に前後二回論議せられたる論據

以外に於て何故に如かく熱心に外役論を主張せらるゝやを問はん、軍事上の機密は其の知と不知とを問はず吾人は之を論議し之を表白するの權能を有せざるが故に、先づ機密の範圍以外に於て言説せざるべからず、思ふに君の外役論を主張せらるゝ議論の源底には、軍人と軍夫の供給に必迫を告げ囚人でも出役せしめざれば、此の戦局を收め難しと云へるが如き如何にも窮迫の意を含み居るが如く感ぜらる、君乞ふ憂ふる勿かれ、假令ひ帝國小なりと雖も露軍の五十萬や七十萬は囚人の力役を要せず、身に刑辟なき純正なる帝國民を以て、之を殲滅するは決して難事にあらずして、又囚人の力役が軍の行動に就て君が有頂天となりて論議せらるべき程有利のものにあらざる事を再思せられし事を望む、余は前號に於て反對の意を表白するに於て餘りに短言を發したり、勿論余が反對の理由は有馬君の論旨に何等の關はりなきも、先づ禮儀として且つ順序として同君の論據を逐ふて逸々之れを論駁せむ

第一 日露戦争は天下に比類なき義戦なり、義戦なるが故に囚人をして軍務勞役に服せしむるは、感化上有益なりと云ふにあり、余は戦争の義不義を論ずるの必要なく、戦争は一國の大事にして、又非常の事なり、戦争は國の生存上止むを得ざる手段なるも、其方法たるや殘忍暴虐を實地に示現せるものなれば、感化を必要とする種族をして之れを目撃せしむるは、感化上些の効果なきのみならず、却

つて殘忍放肆の性を誘起する動機を與ふるものなりと云はざるべからず、實例を揚ぐれば慶應戊辰の役に政略上博徒の類を或る特種の勤務に使役せし爲め、戦後彼等は大に跋扈し如何に新政府に害を興へしかば、郷里の先輩が吾人に教へたる商鑑ならずや、又近くは二十七八年戦役後殺人犯大に増加し、日本の天下は一時殺伐の慘風吹き荒み、而して犯人の多くは軍役夫等に使役したるものなるが故に、偶々戦地に於て殺伐の氣習に感染したるものなりとは、世人の凡べてが嘗め盡したる苦き經驗にあらずや、云ふ勿かれ明治初年百事創成政令不周到の當時と、今日とを比較し、又規律なき軍役夫と囚人と同日に論するは迂愚の論なりと、戦地に於て囚人を督勵し砲壘を築き或は軍需品の輸送に使役するに監獄の規律を以てし、之れに加ふるに彼等の頭に擬するに銃を以てせば、論者の云はれる如く虎を野に放つの虞ひはなかるべし、然かれども戦争は永く續くものにあらず、彼等は又永く獄舎に拘禁すべきものにあざれば、早晚自由社會に放出せざるべからず、自由社會に放出せられたる彼等は從來より多く殘忍放肆の性を戦地に於て養ひたり、彼等は其の養ひ得たる殘忍猛烈なる毒性を捲土重來の勢を以て、吾人の社會に振り蒔かんとするを思はゞ、誰か寒心せざるものあらん、斯の如き弊害の醸生する事は識者を待つて始めて知るべき事にあざれば、今更茲に論する迄もなき處なり

第二 遺憾ながら其の論旨を充分に了解するを得ず、若し夫れ既往の戦争は小戦争なるが故に囚人を出役せしむる必要なかりしも、今回の戦争は大戦争なるが故に囚人を出役せしむる必要ありとの意ならむか、果して然らば軍事上に於て囚人の力役を過大視する僻論にして又一國の死命を囚人の力役に待つと云へる腰抜け議論なるが故に斯かる迂愚の議論に耳を傾け有難がる讀者もなかるべし

第三 吾人は行刑の目的を達せんが爲め、彼等を善導するに於ては種々の手段を取らざるべからず、然かも之れには自ら一定不動の範疇あり、若し夫れ此の範疇を逸脱し彼等の情懷を無制限に許容し、之れを叙暢せしめんか、刑罰の根本義を忘却するの甚しきものなりと云はざるべからず、彼等の或ものは國難を聞いて一死以て君恩に報せんとする熱情を懷くものもあるべし、身不具にして戰場に臨みかたきものは其の貯蓄する工錢を國家に捧げて幾分の軍資を補はんと志すものもあるべし、然かれども彼等は自由の人にあらず、勿論政府は刑の本義を忘れて彼等區々の情懷を許容すべきにあらず、又許すべきは刑にあらざるなり、事の眞偽は知らずと雖も聞く處に依れば、囚人に軍資金献納を慫慂したる處ありと、素より齊東野人の語深く信するに足らずと雖も、若し監獄は彼等に偽善偽行を勸誘する處となり、彼等の自由意思を無制限に許容する處とならば、吾人は日本に刑の不必要と監獄の不用とを呼ばざるを得ず、吾人が同人諸士と共に忘るべからざる

事は感化上種々の手段を取るも常に其の範疇を逸脱せざる事に努むるにあり、則ち飽くまで刑の根本義を忘却せざるにあり、此處讀者の一考を煩す處なり

第四 社會政策上四人の外役論は機宜に適したるものなりと唱道せらるるも、小眼光を以て小政策を行はんとすれば、種々の要求あるべし、然かれども余は軍政の不便障害を堪へて、社會救治の小政策に重きを置くの迂愚たるを知る、況んや三軍の師を統べ巧妙なる籌略を運らすに賢明なる我陸海軍の諸將が斯かる迂策を取らざるをや、余の知る處を以てすれば、今回の戦役は多く募集軍夫を用ゐず、専ら輜重輸卒と、到る處の土民を使役する方法を取れりと、蓋し此の事たる二十七八年役の實物教育が大に帝國軍隊に資益したる賜ならんと信ず、軍の機密は余の知る處にあらざるも、論者の不經濟不利益とする處は、當局者の大に便益とする處なれば、大なる利益の爲めには、小なる利益は犠牲に供せざるべからず、是れ經世家の見遇すべからざる着眼點たらざるべからず

第五 行刑の場所は巍峨たる大厦嚴肅なる樓門に限らずとは明論たり、恐らく何人も異議なかるべし、然かれども人生の生活方法を知らず、家族團樂の樂みを解せざる種族を陣頭不規則なる土臺の上に立たしめ人情を解せしめ人生の生活方法を教へ家族團樂の樂を知らしめんとす、如何なる明案あるや、之れ余の聞かんと欲する處なり、居は心に移すと云へる訓言を重んずる余は獨り物費上の居屋のみ

ならず、殘忍賤汚の性を變じて、其の反對に靈動せしめんとする種族を置くに其の場所を選ばず、殘劇を演ずる戰場に臨ましめんとするは、最も思慮なき無謀の仕方なりと云はざるべからず、世が進歩すれば進歩する程益々研究に研究を積み無謀危險の途を避くるは、社會進歩に伴ふ必至の勢なればなり

第六 餘りに捨て鉢の云ひ分にして、余の思ひも寄らぬ極端の文字もあり、之れに向つては別に論駁する要なきも、余が最も尊信する西郷先生の生前の意思に關する記事に就ては、余は先生の靈に對して一言せざるべからず、西郷先生の事は世既に定論あり、余の絮説を要せざるも先生は勿論先生の門下に立ちたる人々は、君の云ふが如く思想の陋劣なる人にあらず、最も忠君者にして最も博愛平等の思想を有したるは先生にあらずや、先生は一僉夫一兵卒と云へども、苟も一技一能の取るべきものあれば、僉夫と云はず、兵卒と云はず、拔擢して之を重用し、門下の人皆喜んで其の人の命に従ふ、平等博愛の上には素町人も土百姓もなき筈なり、然かれども糞鎮の語は余も砲壘に臨んで數々之れを放てり、然かれども之れは敵對中の相互の詈言にして今回日露戰爭に於て敵壘相臨み露助と呼ぶと相同じ之れを以て思想の高低を測るべきものにあらず

余が光譽ある皇師に囚人を附屬せしむるに忍びずと云へりし事の如何にも頑固にして舊思想を有するものなりと云ふ文理上の裝飾語に彼の一事を引用せられたる

ならん、余の一身に對しては如何なる惡言を用ゐらるゝも、余は忍ぶべし、然かし淨光明寺の地下に安眠せる先師の事に論及せられては、聞き捨てにならず、君も一個の紳士なり、國家に勳業あり、國民多數の靈界に活動力を與へ居る人々に對しては、吾人は一國の風教を維持する義務として、相當の尊敬を拂ふべきものにあらすキ、世の惡垂れ新聞の如き現に生存する人に對しても、伊藤がドートカ桂がドートカ些細の缺點を揚げて罵詈訛、或は其の名を呼び捨てにする類の事は、吾人の道德界に於て認容し能はざる處なり、西郷先生の事に就ては君も少しく謹慎を加へられては如何、然かし現世に於ける乾燥無味なる法律的地見地より、人の行動を私議するは、史眼を有するものゝ權利なり、何人か又之れを拒絶せんと云はゞ盍は君の自由なり、余又何をか云はん

君は終りに於て余の反對意見を舊思想の徵證物なりと結論せられたり、如何にも自己の説を新説とすれば自己と同一ならざる他のものは悉く舊るく見ゆるは、心裏界に映象する神經作用の現象にして、君の神經に異狀なきを知る、然かれども其の舊るく見へ或は焉多く新らしく見ゆるは君の意識判斷力の健在如何にあり、畢竟斯かる議論に新舊の別あるものにあらず、歐洲に於ても君の主張に等しき議論數々出で、數々人の物笑となりたるを聞く、吾人は國土習俗に適應せざる方法を齎らし來りて徹頭徹尾之れに遵由し、或は之れを模倣するの必要を認めず、

况んや歐洲に於て未決未着手の事柄を擔き來りて手柄そうに新説なりと誇る要もなきなり

以上は再度の外役論に於て論駁を試みたり、論旨同一なれば、初回の外役論に溯る必要なきも、初回到に於ける北海道集治監外役談は、多くの讀者中には如何にも有益に且つ最も等しく聽き取りたる人あらんを恐れ、筆の序に論駁し置かんごす、有馬君は北海道集治監が道路開鑿事業に囚人を使役し、多大の効果ありしより吹聴せらるゝも、北海道廳が姦惡なる土木請負人に作らしめたる道路より最も堅固に且つ一雨毎に莫大の修繕費を要せざる事に就て道廳が多大の利益を得たる事は事實なり、然かれども監獄としては非常なる害を受けたる事を記懸せざるべからず、當時當局者が種々の獎勵法を用ひ夫れが爲めには刑の常軌を脱したる寛宥の途を取りし爲め、囚人は一時の獎勵に促がされ土工に勉勵せしならんも「當時現に囚人使役の任に當りしものゝ言を徴すれば、囚人の行動は自由自在にして茲に言明し能はざる事もあり、何事にても彼等の請願は許容し役員は只一意彼等の遁走せざらん事を憂ひたるのみ」と當時此の亂脈なる取扱の下に囚人を使役し、無事業を竣工したる當局者は大なる成功なりと自覺せしならむも、爾後其局面を維持したる當局者は、如何に外役が彼等の統御上且つ感化上惡影響を蒙りしかを洪歎大息せり、余は餘他の事例を多く述べず、集治監囚人の賞表が彼等の品格と其の

改善とに於て半錢の價値なき事は、同人間の等しく認むる處ならずや、云ふ迄もなく事業督勵上一時姑息の思案を廻らし、賞表を與へたるものなれば、其の賞表に價値なきや知るべし、集治監外役の失敗夫れ斯の如し、然るに吾人後進の輩に比すれば、多大なる失敗の教育を受け居る有馬君にして、其の失敗を再びせんとするのみならず、吾人をして此の敗を學ばしめんとす、果して道に忠なりと云ふべきか

滿洲には忠別川なく、鮎鱒棲息せず、又囚人が夜なく、假監を逸脱して、終日苦役の勞を慰せんが爲め、春宵半夜の夢を買ふアイヌの女の子も居らず、然かれども彼の地を多年跋涉したる、知友の談話に依れば、黒龍江には大なる鯉魚と鱧は多數棲息し、風凍る北胡の里にも春を賣る鞭鞭種族の壯君は數多く在はしますと聞く、君が熱心に外役論を主張せらるゝは、先年の忠別川を追思し、マサカ囚人をして湖中の鯉を釣らしめ、陣中の徒然れぐに晩酌一杯調子可笑しき、胡歌を聴かんと風の流心と囚人をして湖畔に出没する壯君に邂逅せしめ、誤れる博愛慈悲主義を取らんとの物數奇心にもあらざるべし

要するに余が戰地外役論に反對したるは、區々たる經濟論や、感化上の事に就て反對したるものにあらず、讀者仔細に前號を讀み賜はゞ余の意のある處自から判然たるべし、戰爭は刀の先きと、銃丸とのみを以て勝を制し得べきものにあらず、

最終の勝利は國民が種々の方面に於て適正の手段を取りたるや否やの上にて決せらる、故に余は結論として再び前言を繰り返さん

我が光譽ある皇師に附屬せしむるに囚人を以てするは、名譽ある吾人帝國民の爲すに忍びざる處なり。假令囚人の感化に如何なる多大の功果あるも、軍事經濟に如何なる多大の利益あるも、其の功果と、利益とは吾人帝國民の名譽に換へ難ければなり

講 話

○小河委員長講話

(前々號の續)

唯其するのが顯はれると顯はれぬとの相違があるのである、尙ほマルピールと云ふ人が面白い形容をして居りますが、犯罪者と云ふ者は漁夫の網に掬はれた魚の如きものである、是はどうかと云ふと、實際たゞすと一番馬鹿な迂濶な奴である、巧みは極く陰險な質の悪い本當の犯罪者と云ふ奴はナカ／＼漁夫の網に掛るやうな間拔なことはやらぬ、皆逃れて泳いで居る、所謂小さな魚は掛るが吞舟の魚は始終逃れて居る、犯罪者は偶々漁夫に掬はれた魚で、此魚は何の爲に掬はれるかと云ふと、法律の面目を立てゝやる爲に罪人の中に這入るのである、法律が唯

看版に光つて居ると云ふ事であつては法律の効がないから法律の面目を立てゝや
る爲に馬鹿な小さな魚が掛つて監獄に這入るのである、多數の本當の大惡の奴は
皆逃れて居る、所謂小魚が網に掛つて大魚が逃れるやうなものであると云ふやう
なことを云ふて居る、夫故に犯罪者と云ふものは決して之を社會から擯斥すべき
ものでない、全く境遇なり或機會に因つて犯罪に餘義なくされるのであるから
は大に保護してやらなければならぬ、保護と云つて唯大事に可愛がるのではない
刑罰を執行するも一向差支ないのであります、飽くまで保護的の考を以て監獄
に居る中は勿論、監獄を出てからも其網に掛らぬやうに網を除ける道を講じてや
らなければならぬ、唯是に空漠たる倫理道德を教へる丈では、人間衣食なくして
は生活が出来ないからして、之に適當の衣食の道を與へるやうにしなければ犯罪
の防遏は出来ないと云ふことを、此同情と云ふことから又社會政策と云ふことか
ら即ち理論と實際の兩方から此人は巧みに説いて居るのであります、要するに
此監獄事業なり犯罪豫防の將來と云ふことに付ては、倫理道德と云ふことを大に
講ずることは必要であります、それと同時に亦實際に之を保護鞠養する道を講
ずるにあらざれば、到底根本的社會から消滅させることは困難であらうと思ふ
尙ほ先刻印南君から述べられたことで私が非常に強く感じましたのは、英吉利の
如き非常に保守的の國でありながら、彼の突飛とも稱すべきエルマイラの感化制

度の幾分を倫敦の近所に實行する、それが爲に幼年監獄も設けられたと云ふ御話
がありました、實に是等を以て考へましても、今日の監獄界或は行政制度の上
に於きましても、幼年囚の教養に重きを置くことが分る、英吉利の如き舊制度を變
更することの嫌いな、絶對に望みのないやうな國に於てすらも、彼のエルマイラ
の感化制度を實行するに至つたのを見ても、唯感化制度其ものが良い悪いでなく
して、大に幼年囚の處遇と云ふことが犯罪豫防の上に非常な力を持つものである、
全力を幼年囚若くは不良少年に注がなければ到底全般の犯罪者を減することは出
來ぬと思ふ、恰も時を同うして川越の幼年監獄も出來、其成績が著々其効を奏し
つゝある、又現に今日の所では典獄當局者が非常に熱心で、或事柄に付ては或は
法律規則の範圍を脱してでも居りはしないかと思ふ位に非常に理想を實行されつ
ゝあるのであります、各監獄に於きましても總ての改良と云ふことも必要であ
ります、特に幼年囚未丁年囚と云ひましても、今印南君の話では英吉利のベツ
ドフォールドの監獄では廿一歳までと云ふことであります、是等も幼年の年齢
を延長する傾向を示して居る、今日本では十六歳以下が幼年囚であります、均
しく犯罪の玉子で未丁年囚と申してよいのでありますから、此未丁年囚の保護と
云ふことは總ての方面から當局者が大に御注意になつて、一層其善良なる結果を
收められるやうに御盡力あらむことを希望致す次第であります(拍手)

雜 錄

○囚人善導の要義

鼓 阜 井 上 薇 州

大凡事物の發作に、自然的と不自然的との二種あり。友を好み、生を樂むは、動物界に於ける、自然性の發作にして。夏季に綠葉繁茂し、冬季に枯凋するは、植物界に於ける、自然性を發露せるものにして、是即自然的現象なり。

少女の海中に溺れ、又は翁媪の食せざる旬餘、形容枯槁將に死の手に歸せむとするの狀を見て、快哉を叫び、顯揚榮達を見て以て、嫉妬の火焰に胸を燒くが如き、人類界に於ける、不自然性の發作にして、秋季に桃李の花を開くは、是亦植物界に於ける、不自然的現象たらざるなきを得んや。

抑も、自然を愛するは人性の本来にして、自然に抗する者は亡び、自然に従ふ者の榮達するは、所謂自然にして、運命の分岐點なり。而して是即眞

而かも營々一日も敢て怠るなくんば夫れ之を得べけん歟。

翻つて犯罪状態を見るに、是れ即不自然的現象なり。何んとせば、犯罪行為の渾は自己の欲せざるものを人に施し、人の欲するものを己に奪ふが如き自然のルールを踏まざる外道の蠻行なればなり。而して此外道の蠻行を敢て爲に至りし所以は固より見地により各人の主張一ならずと雖も、徽州は因襲的不紀律なる生活状態の之が主因を爲し居るを信せずんばあらざるなり。

由來紀律なるものは多くの人に峻嚴可恐ものゝ如く誤解され居るに似たり、然れども紀律なるもの豈に恠る意義を有するものならんや。蓋紀律は秩序にして秩序は禮なり、故に紀律は自然を愛する者の必ず亦愛せざるべからざる處のものなり。徽州は右の見地に據り、行刑の方針として左の定義を探らんと欲す。

「人は紀律的なるに頼りて幸福を得べきもの也囚人は人なり」

故に囚人を幸福の人たらしめんには紀律的に養

理なり。眞理の調ゆる處、古今に亘り、東西に通じて、終始一貫敢て渝るとなし。

颯々沛々、怒濤上りては天を衝き、下りては地軸を洗ふかと疑はるゝ、所謂天地晦暝咫尺をたに辨じ得ざる洋中に於て、而かも克く舟子の恙なく船を目的港に行るや抑も如何、之れ固より非常の勤勉と精力と熟練と注意とを要すと雖も、海を行くには一定の航路あり、方向を定むるには磁石のありあり以て其行を易くするに足るべし。然るに若し夫れ磁石と海圖の倚るべきものなげんか、假令一湮たりとも、無難の舟行は保し難かるべし。

皇軍の連戦連勝する、其原因たるや固より多々之れあるべきも、其一大主因を爲し居るものは、軍が忠を基礎とせる、眞美なる確固不拔の信念を以て充たされ居るに外なきを信せずんば非ざる也。夫れ必要的に、舟行に如斯ものを、又戰爭に如斯ものを要するが如く、人の複雑多端、紅塵萬丈極りなき社會の楹上に馳騁し、長に家門に幸福の神を宿さんどには、眞理の神の築きし軌道を踏み、理想を眞善美の上に置き、克己の信念を確守し、

成するを要す

右の定義により行刑の目的を遂行せんとするには、從來多く採用され來りし行刑の方針を更め教育を以て行刑の基礎と爲すを要す。然れ共茲に所謂教育なるものは、普通の意味に於ける教育と其意義を異にせることを記憶せよ、蓋囚人の大部分は既に學齡を過し、教育上最も必要なる陶冶性を缺如せるものなるが故に之に普通の教育を施さんことの不可能なることは科學の認むる處のものなればなり。然らば乃ち徽州の所謂教育とは何んぞ、曰く行刑的教育即是れなり。

行刑的教育の要領左の如し

- 一 強制的教育
- 一 習慣的教育
- 一 他動的的教育
- 一 自動的教育

右四個のものを合せ施行して初めて行刑的教育の目的徹底し得べきものなりと信す。

冠するに行刑的教育なる文字を以てす、會員中或は異様の感を抱く人なきを保せず、之を諒せよ、

徽州豈敢て異言を提唱して以て徒に名を衒はんと欲する者にあらざるを。倘夫れ會員諸氏の消閑の資に値ひせば、以て満足せん哉。(六、二六稿)

○有馬典獄の外役論に 對し野崎宏氏の反對 論に續て愚説を述ぶ

在臺北 小池 松 造

日露の戦局は益々其の歩を進め帝國連戦連捷は世界列國を驚駭せしむると共に大に彼等の注視する所となり注視の燒點は變じて終に彼等に警戒心を惹起せしむるに至れり而して彼等は自家の迫害を未前に防せがんとして一種異様な黃人禍なる新熟語を案出して著述に新聞紙に臻りに之を吹聴して以て他の同情を求め白人團結して我等黃人に對抗せんとするの形勢を現出するに至れり之實に日露の開戦は只に交戦兩國にのみ止らずして少しくも黃白人種の優劣を争ふの時機を早やからしめたる

り云ふも過言に非らざるなり茲に於てか我が帝國の一舉一動は實に列國環視の内に入りこの機に臨み賢敏なる有馬典獄は三月中の茶話會席上に於て囚人外役論なる快論を説かれたり實に此の論たる未だ世界何國に於ても如斯事を實行したる國あるを聞かずと雖も其の方法の寡きに於ては或は其の好果を奏し世界の軍隊戦時の行動に一新異例を開くやも知る可からず而して之に對し絶對的の反對なりと云ふ野崎宏氏の論據とする所は囚人を戦時軍隊に附隨使役するは帝國國民の不名譽なり換言すれば囚人に使役して得たる功果と利益とは到底之を以て國民の不名譽を償ふを得ずと云ふにあり然り此の説たる一理あるが如しと雖も只前例なきを以て如斯而已何んぞ二十世紀の新國民を以て自稱し極東の一隈より出で、世界の中原に鹿を逐はんとするの國民は務めて遵常守舊の域を脱し名譽功果を目標と爲し大々的利益の泉源を開發して世界人士の不及を補ひ益々進んで彼等の冥夢を覺破せざる可からず故に舊慣を脱し現時の遇囚上の精神及今後益々遇囚方法の改良等に就て考察する時は

囚徒をして軍隊に隨從せしめ向方勤務に服せしむるは決して國民の名譽に關するものに非ざる而已す平時に於て良民を害し加之良民の負擔に依りて生活しつゝあるものゝ一朝國難あるに際し軍夫として國家の爲め軍隊の爲めに盡さしむるは當然の事にして少しも怪しむに足らざるなり而して他邦は知らず我が國の國民は一時の過ちより延いて囚徒の境遇に陥り固圍の内に生活すると雖も一朝國家有事の日に於て一死報國の赤心は曾て變る事なきは古來我國美譚として萬邦に冠たる以所なり、而して其の一例を擧ぐれば在監人にして今回の國難に際し赤心報國の一念の臨るゝ所或は軍費献金を出願し或は赤十字社へ救護費の寄贈を出願するものあるに至る等の狀況なるを以て之れ等の囚徒を使役して軍隊の後方役務に服さしむるも指揮監督の方法にして其の宜しきを得ば必ず軍隊に對し満足なる功果を與ふると共に國家に利する所決して少なしとせざる而已ならず又決して國民の名譽を損ふものに非らざるなり這に於てか五月中の「ロイテル」電報の齋す所の報に依れば露國關東總

督アレキシウフは樺太島在留の囚徒に對し軍務に服したるものは其の功勞に依り減刑を爲し又は自由居住を許可する旨の訓令を發したりしに非ずや論者或は言はん之れ露國敗戦の結果如斯き窮策を爲したるものなり堂々たる帝國何ぞ如斯敗者の徹を學ばんやと然りと雖も露國と雖も歐洲の強國なり當時の形勢海軍は殆んど全滅せりと雖も陸軍は滿洲而已にても三十万内外の大兵を有す例令二三の戰に於て敗れたりと雖も未だ戰敗國なりと云ふは餘りに早計に失す(不遠戰敗國の實を顯すは明なりと雖も)と云はざる可からず故に敵國に於ても囚徒をして軍務に服せしめんとするの訓令を發しぬ我が國に於ても之れを軍隊の一部に使役して軍務に服せしむるに於ては之れ洵に偶然の奇遇にして何んぞ我が國民の名譽を損ひ國威の發展を害するものならんや之れ即ち世の進運に供ふ所の自然の現象にして遇囚上に一新例を開くと共に戰時軍隊の行動に對し一大利益を與ふるものなりと確信して疑はざる以所なり時局に感あり有馬野崎兩氏に對し無禮を顧みず聊か愚説を述ぶ。

○典獄の警察留置場

巡視に就て

足立浦舟生

現行典獄の警察留置場巡視制度は行政上果して必要ありや亦た其巡視事項は如何なる範圍に限及せらるべきものなるやに就ては余輩頗る疑問あるを以て左に聊か鄙見を叙列せん

元來警察留置場は純然たる監獄にあらず只た行政上の便宜必要に出てたる變則的機關と稱するを以て寧ろ實際に適合せる解釋なりと信す何とならば現行監獄則は積極的に之を明示せず僅かに該留置場を以て代用機關の如き意味を表示し以て監獄の一種と看做せしに過ぎざればなり

蓋し現行法規上六種監獄の一なること争ふべからずとせば其管理監督の所在は何れに之を求むべきや此點に就ては稍明瞭を缺く感あり則ち曩きに監獄則に於ては監獄の種類を定義せし次の第二條に司法大臣の監督に屬すと規定せしを以て整然且つ明晰なりしも客年官制の改正と共に之を削除せら

れたる今日に於ては司法省官制及監獄官制各第一條の明文に依り間接に其管理權の延長して之に及ぶものと解するの餘地なきか而して絕對管理權を認むると否との議論は暫く之を擱き兎に角管理權の存在を認めらるゝより司法大臣は典獄をして其廳府縣の留置場を巡視し管束狀況の報告を命ずる所以なる歟

現今留置場巡視に關する訓令なるもの最も簡單にして旨無明瞭を缺き則ち其大綱だも明示せず隨て巡視の範圍及權域に就ては更に渺茫たる憾あるを以て自ら全國不統一の狀態にあるものと想像せざるべからず故に該留置場の管束に就き完備を計らんとせし法規の精神は偶々以て好結果を表現せざるの憂なき能はざるなり而て特に該訓令の典獄をして單に狀況の報告を命ずる旨を表示し毫も不備缺點の矯正權を認めざるは最も余輩の遺憾とする所にして比較的留置場の改良進歩せざるも亦た怪むに足らざるなり

以上の訓令に依り如何に巡視せば最も適正なるを得べきか則ち警察留置場も監獄の一種なりとの根を要求して止まざるなり茲に感ずる處を記し以て識者の高見を叩く

○死刑場裏の觀察

東京 田中 一 雄

據より云へば凡そ監獄行政に屬すべき有らゆる事項は一として巡視の目的たらざるものなく其内外全般に及ぶべく特に行刑事項に就ては本來典獄の執行を原則とするが故に行政便宜上其執行權限の分任事務に對し鑿々督責矯正を加ふると自己の責任上當然なるか如し然ども釀て之を考ふれば元留置場の直接管束者たるもの法規上行刑の職權なく隨て正當の責任者にあらず而して留置場の建造物及其經費の如き食糧費を除くの外は殆ど廳府縣の經濟に屬し且其管束者たるもの又廳府縣に從屬せるか故に理論上首尾を貫かざる感あり殊に會計に關する記録出納事務に就き缺點を發見せし場合ありとせば彼我何れの官廳が其主管として處理に任ずべきや實に明晰を缺くものと云ふべし之を要するに諸多難解の問題は實に計り知る可らざる也

前陳の理由に依り余輩は全然該巡視制度を廢し他の適當なる機關に讓るか更に進んで之を内務の管理に移されんことを切望す若し苟くも然らざれば巡視訓令を改正し其範圍を明確にすると共に典獄の督責矯正權を付與し眞に其效果あらしめんこと

死刑は廢すべしといひ存置すべしといふ予は茲に其存廢を論せんとするものに非らず唯多年未決被告人の教誨に従事し、死刑てふ刑罰に遇ふを視る毎に茫然自失此種の刑罰が果して何等かの効果あるものなるや甚だ了解に苦しむ處にして若しも死刑は國家人民に危害を爲す者を除くの旨趣に出づるものなるが故に設けたるものなりとするも國家社會に害毒を流すものを排除するの道他に求むるの法之れ無きに非ざるべし然れども今や之れが研究をなすの時を有せず。

予は明治三十二年以來悲慘窮りなき死刑者に教誨すること殆んど六年、五十有餘の死刑者に接近し彼等の言語舉動在監の精神狀態及死刑執行當時の狀況等に就き各種方面より觀察し其結果果して死

刑は必要存置すべきものなるや將た不必要廢止すべきものなるやを闡究せんと欲し方に研究なしといふるも未多くの材料を得ざるを以て其真相を得たりと斷言し能はざるなり而かも死刑者に對する教誨は他の受刑者に對するよりは殊に有望なる結果を見ること多しとす故に其研究の梗概を掲げ諸賢の高教を仰がんとす。

死刑の宣告を受け東京監獄に收禁せられ確定せる者は市谷監獄の刑場に於て執行するを以て同監獄の河野氏と予は同時に彼等に對て最後の教誨を施すものなり故に河野氏と予は歸一の觀察を下すものなり今死刑場裡吾人の觀察の結果を類別せば大凡左の如し。

死を恐るゝ者

喋味にして怯懦なるが故に現在の境遇に愛着せるが故に虚榮心(功名)に驅られて前途に謀あるが故に宗教上安心の地位を得ざるが故に(此類の者は極めて少し)學理上生死問題を解決し得ざるが故に(此類の者は極めて少し)忠孝義烈の志より後事を憂ふるが故に(此類の者は極めて少し)

死を恐れざる者

喋味にして生命を輕するが故に不幸薄命にして厭世の念切なるが故に功名心に驅られ氣力昂進せるが故に(瘦我瘦)宗教上安心の地位を得たるが故に(犯罪後の教誨により)學理上生死問題を解決せるが故に、忠孝義烈の志より道の爲め献身せるものと認むるが故に(此類の者は極めて少し)絶對に通るゝに道なしと諦むるが故に改悟の念にして因果應報と諦むるが故に

之を要するに(一)死を恐るゝ者(二)死を恐れざる者(三)死を恐るか不明なる者の三種に歸するものなり而して此第三種に屬する者は精神錯亂か若くは精神に異狀變体を來たせしに非ざるか則ち(一)意力微弱にして自己の精神を制裁軌定し能はざる者(二)感情の發動容易に極端に走る者(三)生來理解力の缺乏せる者(四)腦髓病症の俄に心意に發現したるものなるべきか。更に死刑の宣告を受けたる者の動作を視るに破獄逃走若くは甚しき不謹慎の尠き現象を見るは如何

なる理由の存るか予の觀察を以てすれば左の事項の如きはまた其原因ならんと信するものなり。

- 一、上長の注意と看守者の注意と一致すること
- 二、司獄官其他死刑者を處遇する者が彼等極刑者なるが故に成るべく彼等の意思に反せざらんと注意すること
- 三、看守者の注意に依り彼等に惡の動機を與へざる

四、彼等極刑者と同房する者が死刑者は可哀可憐の者なりとの同情即ち彼等の行爲を恕察すること

五、彼等の中心吾は大惡を犯したるものなりとの觀念あること
夫殘忍暴戻飽くなき罪人と雖も吾人彼に望む所の

○自明治三十二年十月 至同 三十七年七月 死刑者統計表

罪 名	謀、殺 放 殺		強盜殺人	擄 奪 犯 物	放火強盜	擄 奪 殺人	放殺放火	謀殺放火	計
	男	女							
男	一	二	一	一	一	一	一	一	男 四、七
女	四	三	一	一	三	二	一	一	女 五

信 仰	宗 派		職 業		年 齡		府 縣		犯 數	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
女 一 五	禪 宗 淨 土 眞 宗 日 蓮 天 台 眞 言 耶 蘇 不 動 妙 見 觀 音 帝 釋 天 迷 信 無	男 一 一 五	農 商 大 工 染 物 飲 食 行 商 理 髮 馬 喰 機 織 家 根 職 桶 織 金 貨 船 業 無 職	女 二 六	二 十 三 歲	男 一 一 七	一 一 二 歲	栃 木 茨 城 埼 玉 群 馬 岡 山 靜 岡 山 梨 野 千 葉 東 京 新 潟 神 奈 川 利 亞 加 米	女 一 八 五	男 一 一 二
女 一 一	禪 宗 淨 土 眞 宗 日 蓮 天 台 眞 言 耶 蘇 不 動 妙 見 觀 音 帝 釋 天 迷 信 無	男 一 一 七	農 商 大 工 染 物 飲 食 行 商 理 髮 馬 喰 機 織 家 根 職 桶 織 金 貨 船 業 無 職	女 二 六	二 十 三 歲	男 一 一 七	一 一 二 歲	栃 木 茨 城 埼 玉 群 馬 岡 山 靜 岡 山 梨 野 千 葉 東 京 新 潟 神 奈 川 利 亞 加 米	女 一 八 五	男 一 一 二
女 一 一	禪 宗 淨 土 眞 宗 日 蓮 天 台 眞 言 耶 蘇 不 動 妙 見 觀 音 帝 釋 天 迷 信 無	男 一 一 七	農 商 大 工 染 物 飲 食 行 商 理 髮 馬 喰 機 織 家 根 職 桶 織 金 貨 船 業 無 職	女 二 六	二 十 三 歲	男 一 一 七	一 一 二 歲	栃 木 茨 城 埼 玉 群 馬 岡 山 靜 岡 山 梨 野 千 葉 東 京 新 潟 神 奈 川 利 亞 加 米	女 一 八 五	男 一 一 二
女 一 一	禪 宗 淨 土 眞 宗 日 蓮 天 台 眞 言 耶 蘇 不 動 妙 見 觀 音 帝 釋 天 迷 信 無	男 一 一 七	農 商 大 工 染 物 飲 食 行 商 理 髮 馬 喰 機 織 家 根 職 桶 織 金 貨 船 業 無 職	女 二 六	二 十 三 歲	男 一 一 七	一 一 二 歲	栃 木 茨 城 埼 玉 群 馬 岡 山 靜 岡 山 梨 野 千 葉 東 京 新 潟 神 奈 川 利 亞 加 米	女 一 八 五	男 一 一 二

生 育	感 化		性 質		犯 由		貧 富		教 育	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
女 一 一	父母ノ膝下ニアリシモノ	一、五	女 一	男 五	女 一	男 一	女 一	男 一	尋 常 小 學 卒 業	一、一
女 一	他人ノ元ニアリシモノ	一、五	女 一	男 五	女 一	男 一	女 一	男 一	高 等 小 學 卒 業	一、一
女 一	許ニアリシモノ	一、六	女 一	男 五	女 一	男 一	女 一	男 一	稍 十 家 庭 ア リ	一、一
女 一	定ノ住所ナキモノ	一、三	女 一	男 五	女 一	男 一	女 一	男 一	無 教 育	一、一

執行當時情況	教 誨 感 否		在 監 申 動 作		父 母 有 無		身 体 強 弱	
	女	男	女	男	女	男	女	男
沈 靜	九	二	感	一、四	謹 慎	一、〇	實 父 母 存	健
平 和	一	二	不 感	一、四	不 謹 慎	一	實 父 母 亡	康
不 平	二	五	不 感	一、四	不 謹 慎	二	養 父 母 存	稍 ヲ 健 康
從 容	一	三	感	一、〇	穩 健	一	養 父 母 亡	一、三
憂 愁	一	二	不 感	一、〇	不 穩 健	一、六	親 偶 者 有	虛
怨 恨	一	六	稍 ヲ 感	一、四	真 實	三、六	親 偶 者 ナシ	一、四
變 休	一	三	感	一、〇	不 真 實	一、四	子 女 有	一 部 ノ 症 疾
異 狀	一	四	不 感	一、〇	不 真 實	二、五	子 女 ナシ	
無 事	一	一	感	一、〇	不 真 實	一、四		
人 事 殆 不 言	一	一	動	一、〇				
	五	七		九				

合計人員五十二人 (男四十七人 女五五人)

○過去二十年間の在 監人死亡者

進 藤 正 直

自明治十七年至同三十六年二十年間の在監人死亡者は實に六萬三千五百九十七人にして、内四萬七百七十七人は前十年の死亡、二萬二千八百二十人は後十年の死亡である、斯の如く後十年は前十年の半數にも達せぬのであるが、さて在監人員との割合は如何なる有様であらうか誠に之を觀察せんに、前十年は一日平均の在監人千人中五十七人六分強、即ち日々千人位居る監獄であるならば六十人近くの死亡者があつた計算であつたのが、後の十年に至り同千人中三十三人六分弱に減少した乃ち在監人員との割合から云ふと、未だ半數には減せぬけれども、然れども實に四割四分の減少に當つて居る。

昔の罪囚と今の罪囚との壽命 其ものには何も長短の別がある可き筈がない、然るに等しく惡運の

盡きた惡人ではあるが、唯夫れ入監の時を異にしたが爲めに、此の如く幸不幸の岐れし所以のものは何ぞや嗚呼是れ吾人の今説明を須ゆるまでもなく、讀者諸君には疾くも監獄衛生の今昔に就て、

何ものか大なる耳語に接せらるゝであらう。最も多數の死亡者ありし年は明治十九年にして九千七人と云ふ多數の在監人が死亡したのである即ち一日平均の在監人千人中百十五人七分強の割合であつて、前にも後にも此の如く多數の死亡者を出した年はない、尤も此の年は一般に傳染病が流行した年であるから、監獄も其おつき合をした次第で總死亡數の一割五分即ち千三百六十一人と云ふものは、恐る可き此傳染病の犠牲となつたのである何と慘たることではないか。

最も死亡者の少數なりし年は一昨三十五年の千四百人で即ち千人中十八人四分弱に當り、之を前項最多の年と比較するならば、實に六と一との割合である、併し最多の年は姑く取除けとして、第一年即ち明治十七年の四十九人八分に比するも尙六割餘の減少である。

死亡者減少の趨勢は頗も注意す可き現象で、明治十七年から同三十一年に至る十五年間は、年に由り増減一ならざれども、其割合は一般人の死亡割合に比し、概ね二倍以上の多數を示して居たのであるが、三十二年に至り其前年四十三人五分なりしものが遽に二十七人強に減し、其翌三十三年は更に二十人三分弱に下つた。

然るに一般人の死亡割合は如何と云ふに、本籍人口千人に付多い年で二十三人、少い年は二十一人分で、而して三十三年は二十人三分であるから、在監人の死亡は此年初めて一般人の死亡以下に減じた様な譯である。尙三十六年は十八人五分にして、前年に比すれば一分を増加したけれども、要するに三十二年以降著しき趨勢を以て減少し、在監人千人中の死亡割合が四五十臺より僅々十八人與に低減したのは、吾人の洵に以て満足に堪へぬ處である。

在監人と一般人とは第一其年齢級が一致するものでないから、兩者の死亡割合をとりて以て直ちに比較することの困難なるは勿論である、故

の感に堪へぬと云つて結局戒護上の注意周到ならざりし責は免れぬのであるから、世自殺者の増減に就ては特に當局者の注意を希望するのである
傳染病死亡者 即ち所謂八種傳染病、但三十年以前は六種傳染病の死亡者は、前十年間三千四百七人であるが、後十年は非常に減少して約其十分の一即ち三百五十三人に過ぎぬ。
傳染病の爲めに最も多數の死亡者を出したのは、明治十七年より同二十年に至る四ヶ年で、十七年は五百二十九人、十八年は四百十八人、十九年は(最多)千三百六十一人、二十年は三百十六人である、而して二十一年以降も百人以上の該死亡者あつた年は珍しくはないが、二十九年からは遽然減少の傾向を呈し、終に三十三年に至りて唯僅に六人ありしのみ、三十五年は彼の虎列刺病流行せるが爲め二十八人の多數に達したるも、昨三十六年ば十一人に減少し、以前は總死亡者百人中十八人内外であつたものが、數年此方百人中一人以下に下る様になつたのは勿論社會一般の衛生思想が發達したにも因るであらうが、我監獄衛生が近年著し

に右の本籍人口との比較の如きも、固より極く大體の對照に供したに過ぎないのである。

變死者も亦段々減少の傾向あるのは慶ふ可き現象と云はねばならぬ、過去二十年間の變死者は總て千四百九十六人、即ち平均一年に付七十五人は實に疾病以外の原因で死亡したのであつて、而して此千四百餘人の中には作業上の過失其他不測の災害に因りて死亡したるものを包含せること勿論であるが、其九分九厘と云ふものは例の監死等の自殺者である。

百人以上の變死者あつた年は、明治二十年の百三十二人を筆頭として、同十八年及十九年の百二十七人、二十四年の百九人等之に次ぎ、三十四年の三十二人は過去に於ける最少數である、然るに三十五年は三十七人に、三十六年は四十一人に増加し、一旦減少したるものが此兩三年逆戻りするに至つたのは、甚だ遺憾のことではないか。

監獄官吏の懲戒表を見ても「在監人の監死を覺らるは不都合」とあつて減俸も減俸最極點にキメラれてるのも随分珍らしくはないが如何にも氣の毒

く進歩し醫務當局者其人を得、且つ衛生的施設が著々として整備するに至つた結果に外ならぬと信ずる。
肺結核病死亡者 是監獄の死亡者中實に二割六分を占め、一般人の該死亡者の約二倍に當つて居る是れ大に當局者の注意を要する點であらうと思ふ但其詳細なる統計表は曩に本省より各監に配付せられたるが故に、今は姑く之を省略する。
死亡者の多少と懲罰の寬嚴とは最密接の關係を持つて居る様である、是れは統計の示す處に由りて明かであるが、此事に就ては曾てある老練なる典獄の方が……懲罰さへ科せぬならば殆ど死亡者なしにすることが出来る……と申された事があつた様に記憶する、言や洵に味ふ可きではあるまいか、蓋し思ふに吾人の胃や腸の悪くなるも云ふのは何も必ずしも悪い物をたべたに限らぬ、殊に監獄生活の如き自由を束縛せられたるものに在りては一層神經作用に原因する疾病の多いことは掩ふ可からざるの事實で、煩悶痛苦終に心身の健康を害ふに至るのは彼等罪囚の常態であるから、凡懲

罰の如き唐辛的馳走は彼等にとりて非常な禁物であることは余輩の斷言して憚らぬ處である、勿論犯則があつたならば之を罰せねばなるまい是れは余と雖も反對するに非されども、退いて思ふに元來犯則其ものが當局者の罪である、當局者の力が未だ太足らざる處があるからである、換言すれば親の嫉が悪いから子が悪い事をするのである、子に罪はない、乃ち須らく親たる當局者自らが責罰を受くるの覺悟がなければならぬではないか、何も姿勢を亂したからとて直ぐ減食何合何日と云ふ嚴罰に付する必要はない、寧ろ訊問所に彼を引出す時間があつたならば、當局者自身急ぎ其居房に就いて己が力の甚だ足らざることを謝するに如かずである、懲罰の極致は我が温き手を以て彼が胸に加ふるに在り鞭は人を獸性に導くとは誰かの云ふた言であるが、世には随分短氣なる人もありて僅かの過失をも假借することなく、嚴罰に處するを以て却て自慢にする人もあるかの如くなれど其結果は如何なものであらうか、恐くは多くの場合に於て、彼等の癖み根性をして益々助長せしめ

神經過敏の人たらしむるの外更に何等の效能もあるまいと思ふ、而して其結果彼等は病人となり病死するに至るもの比々皆然らざるはなしである、此事實は誠に死亡者の身分帳を展き、其懲罰表を査閲したならば、蓋し何人も思半に過ぐるであらう。

故に余は信する懲罰と死亡とは最も密接の關係あることを、法文の上には縦令減食罰室乃至屏禁室等如何なる種類の罰則を規定しあらうと、我等は敢て強ち之を否みはせぬが、要するに局に當れる人々が深く思を此に致されれば懲罰は可成之を廢めて、目の懲罰に依られたならば庶幾くは期せずして懲罰本表の目的を達し得るのみならず、間接には死亡者を減少するの效果ある可きこと余輩の信して疑はざる處のものである。

要之。今より七八年前までの監獄殊に衛生の側より觀たる監獄と云ふものは實に無殘なものであつて、一種無名の死刑場たるかの觀ある監獄は事實二三にして止まらなかつたのである、現に余が郷地たる埼玉の如きも乍遺憾其一つであつて、千人

足らずの在監人中不幸にして鬼籍に下れるもの年々二百人内外と云ふ實に驚く可き多數に達し、日に或は引導の二つ三つも一處に行くと云ふ有様教誨師の方達こそエライ繁昌なものであつたが、其後醫務當務者の全部を更迭して適任の人を得ることになつてからは、何時の間にか患者も減じ死亡者も減り、昨今では矢張千人近くの在監人が居るが、死亡帳に登録せらるゝものは一年僅々十數人に過ぎずして、今は教誨師も教務所長の方唯一人しか居らぬが此點に就ては、近來大に不景氣を嘲たれて居ることだらうと思はれる。

實の物語る處に由り將來を慮るのみ、思ふに今日には既に幸にして一般人の死亡と殆ど同等の割合に漕付けたのであるから、此機に乗じ益々監獄衛生の改良を圖り進歩を期し、以て一般人の死亡割合に比しより遙か以下に至らんことを是れ祈る。

附記 頃來俗務蠅集し本題に就ても深く研究する暇を有せざるのみならず今回は原稿締切に際し匆卒の執筆に係り爲めに左なきだに稚鈎の筆別けて行文蕪雜を極め殆ど要領を得ざるものあるを恐る此段謹で讀者諸君に謝する處なり。

在監人死亡者累年比較表

明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年	明治二十六年
三、三〇三	五、五二五	九、〇〇七	五、八二〇	一、九七九	二、七五六	三、二八二	三、一九五	三、三一一	四、二六三
四九、七九	七〇、二四	一一五、七四	八〇、二七	四三、九九	三三、三五六	四六、〇七	四二、四七	四二、六三	五九
八三	一二七	一二七	一三二	八七	七四	一〇九	八八	九四	一八五
五二九	四一八	三六一	三一六	一一二	二二八	一一六	九四	一八五	

(以上計) 四〇、七七七
 明治二十七年 二、九七六
 同 二八年 三、七三三
 同 二九年 三、八六四
 同 三十年 二、八三〇
 同 三十二年 三、一〇六
 同 三十三年 一、七三一
 同 三十四年 一、一三二
 同 三十五年 一、〇四

五七、六二
 三六、七四
 四七、二九
 五〇、三〇
 四三、〇一
 四三、四五
 二七、〇一
 二〇、二八
 一九、三八
 一八、三六

九六〇
 三、四〇七
 七一
 一三
 六八
 七
 四七
 五三
 三七

同 三十六年 一、一三二
 (以上計) 二、八二〇
 前十年之比 三三、五九
 減少割合 四割四分
 明治十七十八ノ兩年ハ別房留置人及乳兒ノ事實ヲ缺ク
 故ニ同年ノ死亡割合ハ兩者ヲ控除シタル平均人員ヲ以テ算
 出セリ
 明治三十六年ノ事實ハ調査未了ノ分テ二包含セルガ故ニ
 後日成ハ訂正ノ事ナキヲ保シ難シ
 本表傳染病トハ傳染病豫防法ニ所謂八種傳染病ヲ云フ但明
 治三十年以前ニ在リテハ傳染病豫防規則ニ由レル事實ナリ

統計

明治三十七年五月末日現在全國在監人員表 (△印ハ感)

再 總 乳 別 戀 利 四	揚 留 置 場	監 獄 計	兒 人	人	人	三十七年五月末日現在		同年四月		廿六年五月		比		前年二比	增 減
						男	女	合計	末日現在	末日現在	前月二比	前年二比			
四	人	五二、六六三	三、三六〇	五六、〇二三	五六、七七一	五三、一六六△	七四八	二、八五七							
利	人	五、〇一七	二六八	五、二八五	五、九八八	七、二三八△	七〇三△	一、九五三							
戀	人	三四五	三六	三八一	三九三	二四△	一二	一六七							
別	人	一一八	四	一二二	一四六	七三九△	二四△	六一七							
乳	兒	四三	六一	一〇四	九六	九〇	八	一四							
總	計	五八、二八六	三、七二九	六一、九一五	六三、三九四	六一、四四七△	一、四七九	四六八							
揚	場	五七、三四七	三、四九一	六〇、八三八	六二、二五四	六〇、三六九△	一、四一六	四六九							
		八三九	二三八	一、〇七七	一一四〇	一、〇七八△	六三△	一							

(備考)

本表中外國人ノ事實ヲ聯ケレハ左ノ如ク
 囚人 男二七、內北米合衆國一、露西亞二、清一六、韓八、
 刑事被告人 男三、內佛蘭西一、清一、韓一

明治三十七年五月末日現在全國在監人員監獄別表

小	東	市	京	谷	京	野	鴨	濱	和	權	葉	戶	宮	野	府	津	屋	岡	所	早	
八九七	五七一	一一二																			
七三三	三																				
七三三																					
八九七	五七一	一一二																			

誣告及誹毀	盜(次ノ三項ヲ除ク)	拘捕	田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盜ム	屋外竊盜(治二十三年法律)	強盜	遺失物理藏物ニ關ス	詐欺取財及受寄財物ニ關ス	磁物ニ關ス	放火	家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害ス	違警罪並ニ廳府縣令令違犯	以上列記外ノ罪	總計
二、三〇六	一、七〇	七〇	四〇六	四〇六	四〇六	一〇	五、二七九	七〇	一、九七	一〇〇	九、五	二、〇四	五、一六三
一、四四	二、四九八	二	一、七七	三三	一、五	三	一、八	四、九	一〇〇	五、四	三、二	二、〇四	五、六〇〇
八三	二、四九八	一、七七	七〇	四〇九	四、三三	一、五	五、四	八、〇	四、九	一、〇	三、二	二、〇四	五、六〇〇
六九	三、〇三六	一、九四	七六	五、三	四、〇九	一、一	五、八	七、〇	二、八	一、〇	三、二	二、〇四	五、六〇〇
七五	三、〇三六	一、九四	七六	五、三	四、〇九	一、一	五、八	七、〇	二、八	一、〇	三、二	二、〇四	五、六〇〇
一三	一、九四	七六	五、三	四、〇九	一、一	五、八	七、〇	二、八	一、〇	三、二	二、〇四	五、六〇〇	
二九	二、九四	三三	五、九	五、九	五、九	二	三、六	三、六	一、七	三、六	三、六	三、六	三、六
二二	三、三九	四三	二、九	四、三	四、三	一〇	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六
一五	二、八四	三三	二、九	四、三	四、三	一〇	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六
一五	二、八四	三三	二、九	四、三	四、三	一〇	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六	一、七	九、六

○不良少年と感化院の設備

其筋に於て昨年十月を以て全國不良少年の數を調査したるに適當の親權を行ふ者又は後見人なき兒童のみにて其數實に三千四百六十四人の多きに達

せり此他親權を行ふ者又は後見人ありて猶遊蕩若くは不良の行爲ありと認むる少年を加ふるときは更に其數を超過すること夥きものあるべしといふ感化院が犯罪豫防に殊功あるは泰西諸國の例に徴し明かなる事實なるに我國不良少年感化法の發布せられて以來茲に三年而かも之れを實施せるもの二三に過ぎず之を彼歐米諸國の設備完整し致々と

して犯罪豫防に努めつゝあるに比し斯業發達の遲速につき遺憾尠からざるなり

○保育會の新事業

東京女囚携帶乳兒保育會にては東京府所在監獄に入監する女囚の携帶せる乳兒を其母の釋放せらるるまで引取り保育する目的を以て創業せられたるものなるが此業の外時局に適應せんがため出征軍人家族の婦人にして授産場に就き自營の途を求めんとするも幼兒の係累ありて果さざる者あるを以て幼兒を保育して係累なからしめ出征軍人をして後顧の憂なからしめんとすの計畫ありて去月來日本橋區高砂町に一ヶ所を増設し收容保育しつゝありと云ふ

○臺灣の新法令

内地に於ても裁判所構成法刑事訴訟法を改正し區裁判所の權限を擴張せんとすの議あることなるが最近臺灣に實施せられし犯罪即決例、罰金及笞刑處分例、民事調停の三法令に就き同地通信の要領左の如し

犯罪即決例 本令は四月一日より實施したるもの

にして内地に於ける違警罪即決例に倣ひて其權限を擴張し獨り違警罪に止せらるる内地區裁判所の權限と略同様なる管轄權を全島二十廳の廳長に附與し廳長は廳警部及び支廳長をして代理せしむることを得と規定せり併しながら此等行政官の處分は他まで行政處分にして行政官が司法官に代りて司法裁判を爲すの旨題に非ざるは勿論なれば憲法の保障たる法律に定めたる裁判所の裁判を受くる權利を奪ふものに非るは明かなり是故に此等行政官の言渡したる處分は既に確定したる以上は司法裁判所の確定判決と同一の効力を認めたるも被告人に於て之に服罪するに否とは一に其意に任せ三日の確定期間内に正式裁判を請求することを得せしめたり實施後日尙は淺きが故に未だ精密なる判斷を下すの材料に乏しと雖も實施の初日即四月一日より同月末日に至る一箇月間全島二十廳の處分せし即決件數違警罪を除き約三百件を下らず而して此三百件は主刑三月以下の重禁錮に處すべき賭博又は主刑三月以下の重禁錮若くは百圓以下の罰金刑に

處すべき行政諸規則違犯の犯罪なり此三百件中
 行政官の即決言渡に服せず正式裁判を請求した
 る者は僅に十件に過ぎず即三十件に付一件の不
 服者を生ぜし割合なり而かも司法裁判所に正式
 裁判を請求したる結果如何と云ふに司法裁判所
 に於て即決言渡を破棄若くは軽減したるもの一
 件もなく悉く即決言渡を是認し同一の判決を與
 へたり是れ司法行政各機關が互に固滑を期した
 る點もあらんなれどもまた一面即決應たる行政
 官に於て創設に對する非常綿密の注意を拂ひし
 結果たるべし而して犯罪檢察より即決言渡に要
 する日時數を調査するに檢察即日結了するもの
 の三分の一にして三日以内に結了するもの三分
 の一なるが七日以上を要せしものは極めて僅少
 なり今之を司法裁判所に於ける公訴提起より判
 決確定に至る日時に比するときは大に短縮の利
 益あり被告人には無益の拘束を免れ國家は拘留
 費用を節減し得るの利益多大なりと云ふべし此
 等簡易の法令は海峽殖民地等には夙に實施せら
 るる所なり世人或は個人權利の尊重すべきを謂

以司法裁判の尊嚴公平を誦る而も幾十日の未決
 拘留が權利毀損の甚しきものたるを忘却す顧み
 ざるべけんや
 罰金及笞刑處分例、民事調停、此二法令は五月一
 日より實施せり前者は本島土人及在住清國人中
 の一部は卑賤の何物たるを解せず監獄生活を以
 て苦痛とせざる者多きを以て採用し後者は島民
 の多くは權利思想の乏しきと煩雜なる訴訟手續
 に慣れざる爲め行政官廳の取扱を喜ぶの傾向あ
 るより各廳長をして民事争訟を調停せしむ此調
 停は確實力を有し強制執行をも爲し得べきもの
 なり尤も此二法に對しては未だ是非の判断を下
 し難きも民情風俗に適合せるものとして一般に
 氣受け宜しき模様なりと、記して斯道者の研究
 を俟つ

○臺灣監獄囚人の作業

臺北臺中臺南の三監獄に於ける三十六年度の作業
 收入豫算は二万四千七百七十六圓なりしに實際收
 入は六萬八千四百七十四圓に達し殆んど豫算に三
 倍するの成績を現せり而して本年度は三十二年

以降着手せる監獄改築工事は竣成し普通作業に就
 役する者の増加せることなれば其收入は十萬圓を
 超ゆるならんといふ由來同島は監獄作業の原料に
 乏しく必要に應じては擔當者をして作業原料地に
 派出を命じ取調をなせしめ漸次に歩武を進めつゝ
 ありといへども監獄作業品は需用の範圍廣大に
 有望なるを以て可成的某地の原料を以て加工の方
 法を講じ生産開發の趣旨に副はんことを期すと云
 ふ

○附加刑の通算方に就て

附加刑の通算方に就ては從來多少の疑もあり取扱
 向も區々に涉り往々其筋へ伺出らるるもありとの
 ことなるが名古屋地方裁判所檢察事正及樺戸監獄典
 獄問合に對し民刑局長より回答あり職務上參考を
 要すべきものと認めらるるを以て其要領を左に掲ぐ
 一、判決執行中缺席判決を發見したる場合に主刑
 相等しく其附加刑性質を異にし又は刑期金額に
 於て不同なるときは其輕重は如何にして定むべ
 きや又は單に主刑を標準として餘罪の輕重を量
 定すべきやの問合に對し、本件の場合に準用す

べき刑法第百二條は原來主刑を標準とすべき規
 定なるを以て附加刑に適用すべからず故に主刑
 のみに依り餘罪の輕重を量定すべきものなり隨
 て囑託官廳に於て餘罪の主刑等しきも附加刑重
 きものと思料し執行を囑託したるときは受託官
 廳は執行の囑託に應ずべきものにあらずとの旨
 回答ありたりといふ

二、樺戸監獄典獄の問合に對し回答せられたる要
 領は

(一)主刑は附加刑に通算すべきものにあらず
 (二)主刑が通算せらるる場合に在て前發罪の
 附加刑にして未執行に係るものは之を執行
 すべからず其執行を終りたるものは後發罪
 に同種の附加刑存する場合に限り之を該附
 加刑に通算すべきものとす
 以上の通牒以前に發したる檢事の指揮には往々前
 發罪の附加刑を以て後發罪の主刑に通算したるも
 のあり例之は前發罪の附加刑が罰金にして既に換
 刑處分済の日數を以て後發罪の主刑期間より控除
 するが如し此等は現に主刑の執行中に係るものは

満期日に影響することなれば検事の指揮あるものは夫々訂正を求むべきものなりと

○押丁の武術練習に就て

看守にして武術練習のため負傷したるときは明治三十四年七月勅令第四百九十九號に依り療治料を支給するの途あるも押丁に就ては右に依るべきやとの疑を抱ける向もありとのことなるが押丁は職務上武術の練習を爲さしむべきにあらざるを以て支給すべきものにあらざといふ

○甲監獄需用物品を乙監獄所在地に於て購買又は乙監獄に於て製作せしむる場合の取扱手續

監獄經濟並作業の利便を計るが爲め甲監獄需用の物品を乙監獄所在地に於て購買し又は製作材料を乙監獄所在地に於て購買し同監獄の作業に依り生産せしむるを得ることとせられ之れが取扱手續を左の如く定められ一般に通牒せられたりといふ

甲乙監獄間需用物品購買及製作材料委託ニ關スル取扱手續

官吏ニ於テ之ヲ取扱ヒ官ノ所得ニ歸スルモノアルトキハ
乙監ニ於テ歳入ニ編入ノ手續ヲナスモノトス
三 隨意契約ヲ以テ購入スル場合モ前二號ノ例ニ準ス

出獄人保護及育兒

○秋田出獄人保護所近狀 ▲同所は昨年三月に至り永遠維持の計畫を立て財團法人と爲し同七月十日司法大臣の許可を受けたるが現在の役員は左の如し

理事 松本教意 松山四五郎 野口能毅
村山茂眞 柳田清兵衛 江澤精造
三神正健

會計囑托 長山武治 主事 川村養助

▲基本金及其増殖方法 現在金額は百五圓あり年々二百圓(縣補助金の内)と其他臨時の寄付金ある場合は悉く之を基本金に編入して漸次其増殖を圖れり▲維持費 昨年度より縣補助金一ヶ年金七百圓づゝ五ヶ年間下附を得たるに因り其内毎年五百圓を以て經常費として本事業を維持しつゝあり▲被保護人收容 出獄人總員七十七人にして罪名は

入シテ同監獄ノ作業ニ依リ生産セシムルヲ要シ之ニ對スル仕拂豫算ノ委任換ヲ爲スチ便利ト認ムル場合ニ於テハ左ノ手續ニ依リ取扱フモノトス

一 甲監獄ハ物品ノ品目、品位數量單價及金額等豫定内譯、完製期日其他ノ要件調査ヲ添ヘ乙監獄ニ委託シ乙監獄ト右委託ノ豫定金額ニ基キ之ニ對スル仕拂豫算委任換手續申請シ認可ヲ得タル上物品ノ購買及製作ヲ爲スモノトス
二 乙監獄ハ前號物品ノ購買及製作ヲ完了シタルトキハ物品ハ保管轉換ノ手續ヲ以テ甲監獄ヘ送付スルモノトス
三 乙監獄ハ物品代及製作費ノ支出證明上證書ニ甲監獄ノ需用品ナル旨朱記スルモノトス

第二項 甲監獄需用ノ物品ヲ乙監獄所在地ニ於テ購入シ其購買方ヲ乙監獄ニ囑托スル場合ニ在テハ左ノ手續ニ依リ取扱フモノトス

一 甲監獄ハ物品ノ品目品位數量等ヲ明ニシ公告書案、契約書案、注文書、豫定價格調書ヲ添ヘ乙監獄ニ對シ契約適當者ノ指定、公告及入札ノ執行、契約締結ニ關スル手續ヲ囑托スルモノトス但時宜ニ依リ相當ノ條件ヲ付シ豫定價格ノ算定、納品ノ検査并其受領、回送等ノ手續ヲ併セ囑托スルモ妨ナシ
二 乙監獄ニ於テ前號ノ囑托ヲ受ケタルトキハ其手續ヲ履行シ之ヲ完了シタルトキハ直ニ其關係書類ヲ取譯シ甲監獄ニ送付スルモノトス但入札及契約保證金ハ乙監獄ノ當該

強盜盜五十九人詐欺七人放火一人貨幣偽造一人公文偽造三人毆打其他六人なり而して之を犯數別にすれば初犯三十二人再犯十五人三犯八人四犯六人五犯四人六犯以上九犯にて十二人なりとす▲成績保護所寄宿就業者は九人市中に居住獨立自活者十四人親戚縁故へ歸れるもの三十四人逃亡犯罪二十一人なり▲就業方法及賃金 被保護人は適當の雇主を求め日々通勤して其働きに從事せり賃金は大概一日二十五錢より三十五錢位迄なり▲生活費 食料は一ヶ月四圓平均にして居室の炭油代二十錢平均何れも實費を以て其他炊事費用雜費一日一錢五厘づゝ計金四圓六十五錢平均は被保護人各自の負擔として收入賃金の内より之を支辨せしむ▲被保護人の信用 被保護人が窃盜犯嫌疑を受けたること屢々ありしも其度毎他より犯罪人檢舉せられ近來は被保護人を疑ふ者なき模様なり又創立以來雇はれ先きに於て他の物品を窃取せるもの殆ど無かりし爲め(一人を除き)勞働者を要する向は安じて被保護人を雇入るゝに至れるは同所の幸とする所なり▲被保護人に對する同情 秋田病院は創立

以來今日に至る迄病めるものに對して懇に施療せられ野口警部長小西技師江澤典獄等は雇人を要する毎に被保護人を使役して獎勵慰撫せられ神谷津本兩教諭師は時々臨場して教誨せられ蓼沼銀次郎氏は勉勵者に對して金品を惠與し獎勵しつゝ被保護人を雇入れらるゝ如きは事業の進行大なる利益なりと云ふ(三月末日調)

○英國バーナード育兒院の概況

英國バーナード育兒院は設立以來三十八年を経過し其間收容せる兒童の數五万二千三十五人の多きに及びたりと云ふ同院の事業は頗る大規模にして昨年未現在の院兒數は七千七十八人なり此中四千七十八人は同年中に收容せしものにて赤兒三百五十九人、不具者百三人、浮浪少年二百三十人外に若年婦女百三人ありたり彼等退院後多くは自活の途を得て善良なる人民となれり同院より加奈太其他の殖民地へ移せる兒童の數は昨年のみにて千二百三十七人に及び移民事業開始以來移送せる總數は一万四千八百九十四人なり而して其百分の九十八は好成績を得たりと、又同院の事業は規模の廣

汎なるがため經費も巨額に上り昨年中公衆より寄附したる金高百七十九万七千餘圓にして院兒一人に要する一年間の費用平均百六十餘圓に當り而かも同院一日の食料のみにも二千圓を超ゆ從て同院の財政は頗る困難なるより之れが補填整理に全力を注ぎつゝありといふ、以て同院事業の國家に貢獻するの多大なるを知るべし

地方通信

○監獄吏員の疾病治療

新潟監獄に於ては時局に際し殊に冗費節約の必要を認め杉本警務所長の主唱に依り監獄吏員及其家族の疾病は監獄醫に於て無報酬にて診察治療を施し自家の藥石は原價を以て交付することとしたるより吏員一般殊に多數の看守は頗る便宜を得他の醫師に倚賴するに比すれば診斷は速にして療養費は約四分の一なり故に一は病氣缺勤者を減し一は各自費用節約の一端となり兼て廳員親睦融和の實を擧ぐるに至れりといふ

○監獄製作品に就て

青森監獄にては冬季農業閑敬の時期に於ける役業として同監獄附屬新開墾地に僅少の藁草及大麻を栽培し其收穫を以て壘表深編笠等を調製したるに未だ地味澆瘠加ふるに栽培方法の至らざるところあるより充分の効果をせず隨て製産價格も寡からずと雖ども將來は頗る有望なるを以て本年度より漸次擴張し同監獄需用を充たし又他監獄の需用に應ずべき見込なりといふ今回販路擴張の爲め標品として本會へ寄贈せられたる製品賣價左の如し

- 一 壘表 價格三十八錢
- 一 深編笠 價格四錢九厘
- 一 折笠 價格三錢八厘
- 一 竹線笠 價格四錢四厘
- 一 麻 價格一錢三厘

○出獄者保護に就て

大分監獄に於ては特赦假出獄其他特殊の出獄者に對しては可及的出獄後の狀況を調査し之れに救護又は助言を加ふる等絶へず彼等の善心を喚起せしめ以て再び罪惡の深淵に陥らざらしめんと努めたるに其効果尠からず出獄者より感謝狀を贈り若くは出獄後の狀況を報道する等眞率の報道中斯業に參酌すべきものありと又同監に於ては在監囚人一

般に對し修身處世の要を會得せしむるに便せんため修身教訓なるものを賭易き場所に貼付し常に反覆熟讀せしめ尙放免の際一枚づつを惠與せりといふ出獄者中特殊の者に就き調査したる成績并に修身教訓なるもの左の如し

明治三十六年自十二月出獄後狀況調査成績表

類別	所在判明ノ者	所在不明ノ者	死亡ノ者	親睦ノ者	親睦ナラサル者	信用アル者	信用ナキ者	職業ノ種類	職業ノ他	職業ノ否	念情ナル者	惰怠ナル者	貧困ナル者	貧困ナル者	不真ナル者	不真ナル者
出 監 人 員	二	六	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
親 族 間 ノ 親 睦	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
信用ノ有無	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
職業ノ種類	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
職業ノ他	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
職業ノ否	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
念情ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
惰怠ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
貧困ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
貧困ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
不真ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一
不真ナル者	二	一	一	二	二	二	二	農	工	業	一	一	一	一	一	一

備考
一 本表ハ大分縣在住者ノミニ就キ調査ス
一 本表ハ分監ヨリ放免シタルモノヲ含マス

明英家屯西方元と敵の古領せし高地脚に於て火葬 成候事と奉存候間御查收相成度候不取敢御吊詞旁仕候格我中隊に於て氏の如き勇士を失ふは本職の頗る遺憾とする處にして御遺族の御愁傷も亦如何計りかと思察被致候得共今回強固なる敵の陣地を陥落し我軍の勝利を得たるもの氏等勇敢なる動作の力與て多大なるは全隊の齊しく認むる處にして其芳名は天壤と共に不朽たるべく候得ば御諦らめ被成候様奉祈候御遺骨并に遺物は品目點數表を添へ……還送方取計置候間不日同隊より更に送達相



者死戰之州金
氏郎三六堂本守看獄監津濃安

々戰況の概況御通知申上候勿々敬具(以下略す)

監獄協會記事

客月十九日本會茶話會を開く席上雜誌に圍碁に時を移し午後二時に至り左の講話あり了て各自寛襟茶果を喫し嬉々談笑の間に散會せしは午後五時なり

出獄人就職の狀況及假出獄者の居住地指定等に就て
原 胤 昭君
藤澤 正啓君
眞木 喬君

伊豆諸島巡廻に就ての雜感
眞木 喬君
當日来會々員左の如し其他氏名を逸したるも少からざりしは深く遺憾とする所なり

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 井上 輪一郎 | 井 關 房之助 | 五十嵐 竹次郎 |
| 飯淵 舜三郎 | 飯 泉 安造 | 石川 亥之松 |
| 原 胤 昭 | 濱 田 將三郎 | 花 井 亮一 |
| 橋 本 豊吉 | 畑 金次郎 | 西 元 龍拳 |
| 遠見 祐之助 | 大 西 次夫 | 大 橋 敬二 |
| 奥村 竹太郎 | 岡 野 庄三郎 | 岡 田 照智 |
| 大田 甚之助 | 和 田 太三郎 | 河 野 純孝 |
| 加藤 市藏 | 河 原 友次郎 | 柏 木 幸平 |
| 金澤 公炳 | 川 名 甚之助 | 加 藤 庄次 |

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 河野 賢雄 | 上村 金次郎 | 田 中 正廣 |
| 田 中 一雄 | 多田 善太郎 | 多 田 一 夫 |
| 十 河 政之 | 辻 明 木 | 中 原 貞 固 |
| 中 村 半藏 | 武 藤 周 藏 | 栗 原 貞 固 |
| 山 口 清市 | 山 本 千代楠 | 山 崎 小 五 郎 |
| 松 下 源 一 | 藤 原 能 存 | 小 林 益 三 郎 |
| 小 林 豊 | 青 木 七 太 郎 | 佐 藤 省 吾 |
| 佐 藤 太 一 | 齋 藤 末 吉 | 木 村 通 久 |
| 菊 池 錦 初 | 三 宅 東 一 郎 | 宮 下 弘 太 郎 |
| 三 田 村 初 太 郎 | 三 浦 平 三 | 島 田 榮 造 |
| 下 野 了 政 | 清 水 曇 華 | 平 井 壺 吉 |
| 平 賀 潤 | 引 野 辰 司 郎 | 須 川 留 吉 |
| 磯 村 政 富 | 香 川 又 二 郎 | |
- 地方部長の囑托及解囑
仙臺地方部長囑托を解く
臺中地方部長囑托を解き臺
臺南地方部長囑托を解き臺
臺南地方部長囑托を解き臺
臺中地方部長囑托を解き臺
- 山崎 徳義氏
高屋 常三郎氏
金子 源治氏

明治三十七年七月二十日
發行人兼編輯人 磯村 政富
印刷 磯村 政富
發行所 東京市麴町區飯田町五丁目廿二番地
東京市京橋區三十間堀二丁目一番地
印刷所 明敷社

